

秦の皇帝観と漢の皇帝観

「秦漢帝国論」批判

浅野 裕 一

序 言

秦帝国は、商鞅・韓非系統の法術思想を統治原理としたが、秦が滅亡して漢帝国が成立するとともに、それまでの法術思想に代り、黄老道が政治思想の主導的地位に躍りでてくる。この時期、黄老道の統治を行つた人物としては、曹参・陳平・汲黯などが著名であるが、彼等の政治的手腕は、主に地方の郡国を舞台に発揮されている。

そこで問題となるのは、漢の皇帝と重臣達の黄老道の統治との関係である。もし歴代の皇帝が、帝国の中枢に於て、黄老道とは全く相い容れぬ、秦帝国同様の皇帝観・統治観を保持していたと仮定すれば、皇帝の意向を無視して、臣下の側だけが一方的に黄老道の統治を実施する行為は、到底不可能であつたらう。とすれば、漢初に於ける黄老道隆盛の背景には、秦の皇帝観とは異なる、漢独自の皇帝観の存在が予想される。

これまで、秦帝国と漢帝国、及び秦の皇帝支配と漢の皇帝支配とは、秦漢帝国ないしは古代帝国の名の下に一括され、とかく両者の同質性ばかりが強調されてきた。しかしそれでは、前記の時代思潮の転換を、全く説明できぬこととならう。そこで小論では、黄老道が流行していた、

高祖・恵帝・文帝・景帝と連なる時期の漢の皇帝観を、秦の皇帝観と対比することにより、両者の間に存在した本質的差異を明らかにしていきたい。

漢の歴代皇帝が抱いた皇帝観の特色を考察するには、これとの比較の対象として、先ず始皇帝により創出された皇帝概念の本来的意味を確定しておく必要がある。これについては、すでに筆者の私見を述べたことがあるが、本章ではまた異なる角度から、先の見解を補足しつつ、改めて秦の皇帝概念の性格を明らかにしてみたい。

皇帝概念の成立を考える上で、先ず念頭に置くべきは、皇—帝—王—公と連なる尊号の基本序列である。上位から順に解説を加えると、皇とは、天皇・地皇・人皇、もしくは天皇・地皇・秦皇などの内訳を持つ三皇を指す。この三皇は、神話・伝説上の存在として、半ば人間界を超越した靈界の神格であるが、しかしまた古代中国人の意識に於ては、以下に示すように、太古に人間界を統治した政治的支配者・歴史的存在でも

ある。

無慢制而成天下者、三皇也、畫則象而化四表者、五帝也、明法禁而和海内外者、三王也、行賞罰而齊萬民者、治國也、（中略）且夫治世者、若登丘矣、必先躡其卑者、然後乃得履其高、是故先致治國、然後三王之政乃可施也、道齊三王、然後五帝之化乃可行也、道齊五帝、然後三皇之道乃可從也（『潛夫論』衰制篇）

或曰、三皇民主敦也、其治至清也、天性平、曰、皇民敦、秦民弊時也、（中略）皇民寡斯敦、皇治純純斯清（『申鑒』時事篇）

このように、三皇が単なる神格に止まらず、現世の政治的支配者でもあったと思われておればこそ、「五帝・三王の優劣は情有り。皇に超えんと欲すと雖も、当に先ず平を致すべし」（『潛夫論』叙録）と、皇・帝王の天下統治の優劣を論ぜんとする発想も可能となるのである。

次の帝は、もとより古代の五帝を指す。五帝も半ば神話・伝説の領域に属する存在であるが、古代中国人にとっては、やはり紛れもなき現世の統治者として意識された。

続く王は、歴史的存在としては三王を指すが、より広義には、夏・殷・周三代の天子全般を包括する総称でもある。そして最後の公は、言うまでもなく、周王により封建された諸侯を指す名称である。

従って前記の基本序列は、皇から王までは、すべて天下全体の統治者が構成要素であり、時代的先後關係を序列構成の一つの基準としつつ、同時にそれが、統治の優劣による価値的序列とも対応する形となっている。これに比して、王と公との序列は少しく異質で、これは王を歴史的存在としての三王の意としてではなく、周の天子と規定した上で成立する序列である。この場合の王―公とは、周封建体制下に於ける君主と臣

下の關係であり、天下全体の支配者に対する一国の統治者として、両者の間の政治的優劣は、もとより明白である。

こうした序列を基本に、その内部の概念を組み合わせる形で、さらに二語より成る名称が派生してくる。例えば王公なる呼称がそれである。これが使用される対象は諸侯であり、本来は公とのみ称すべき者に対し、一段上位の王号を付加する操作により、並みの公を超えた、王にも匹敵すべき公との尊意を表し、相手の価値を上昇させんとするところに、そもその発生理由がある。

その後、周王の威令が衰え、各国の君主が競って王号を僭称するに至るや、王公は諸侯の新旧両号の併称として、もはや諸侯に対する一般的呼称へと変質していく。このように、諸侯が王号を僭称して久しく、すでにそれが既成事実として定着した段階では、単に王とのみ称したのでは、それが天下全体の支配者としての原義を指すのか、あるいは単に一国の君主を指すのか、判然としない状況が生じてくる。

そこで登場するのが、帝王なる名称である。王号の価値が僭称により下落した後も、帝号が天下全体の支配者を意味するとの原義は、いささかも損われることなく維持されていた。従って、王の上に帝を乗せて帝王なる名称を用いるならば、それが決して一国の君主を指す概念ではなく、原義通りに天下全体の支配者を指すことを表示し得るわけである。

この帝王なる名称は、一方に於て、歴史上の五帝・三王の総称概念として機能するが、この点もまた、前述の意味限定を側面より援護する役割を果たすのである。

さて紀元前二二一年、秦王政は六国の王ことごとくを打ち破り、中国全土の支配者の座につく。そこで秦王は、名実ともに帝と称し得る資格

を、ただ一人獲得したことになる。事実彼は、ただちに重臣を招集し、「其れ帝号を議せ」と下命する。その具体的経緯は、以下に示す如くである。

秦初并天下、令丞相御史曰、(中略)寡人以眇眇之身、興兵誅暴亂、頼宗廟之靈、六王咸伏其辜、天下大定、今名號不更、無以稱成功傳後世、其議帝號、丞相綰、御史大夫劫、廷尉斯等皆曰、昔者五帝地方千里、其外侯服夷服、諸侯或朝或否、天子不能制、今陛下興義兵、誅殘賊、平定天下、海內爲郡縣、法令由一統、自上古以來未嘗有、五帝所不及、臣等謹與博士議曰、古有天皇、有地皇、有秦皇、秦皇最貴、臣等昧死上尊號、王爲秦皇、命爲詔、天子自稱曰朕、王曰、去秦、著皇、采上古帝位號、號曰皇帝、他如議、制曰、可(『史記』秦始皇本紀)

秦王政の下命に応じ、丞相・御史・廷尉等は、博士達とも協議の上秦皇案を奏上する。彼等は、秦王の功業を古代の五帝をはるかに凌駕するものと規定した上で、皇―帝なる基本序列に照らし、秦王を五帝の上に位置する三皇に、それも三皇中最貴の存在である秦皇に比さんとしたのである。すなわちこの試案では、秦王は一国の君主を指す王の段階から、帝を跳び越えて、一挙に皇の段階へと飛躍するのである。ところが、この秦皇案は秦王の採用するところとはならず、秦王は、「秦を去りて、皇を著け、上古の帝の位号を采りて、号して皇帝と曰わん」と、自ら皇帝なる称号を考案し、裁決する。

その原因は、「其れ帝号を議せ」との下命が明示する如く、秦王が自己の功業を、そもそも帝の段階に位置すると自覚していたところにある。前に述べたように、王号の原義は天下全体の支配者であるから、そ

秦の皇帝観と漢の皇帝観(浅野)

うした意味で秦王と称することも、理論上は可能である。だがそれは、秦王なる称号を継続したまま、単にその解釈を変更するに止まり、七雄の一国に過ぎなかった秦が、六国を併呑して中国世界を再統一したとの画期的変化を、明瞭に表示しがたいこととなる。そこで彼は、二重の意味を紛らわしく併存させる王号を最初から放棄し、王の上部に位置する帝の段階に於て、新たな称号を考案せんとしたのである。

従って、帝の段階を跳び越して一挙に皇の領域にまで飛躍することは、秦王が全く予期しなかったところであり、そのために彼は秦皇案を退け、当初の意図通り、帝号の枠内に引きもどしたわけである。ただし、己れの功業が五帝を超えるとの自負心は、秦王自身も強く意識するところであったから、帝の上に位置する皇を冠し、等しく帝ではあっても、従前の五帝を凌ぐとの価値的序列を表示せんとして、皇帝なる称号を定めたのである。

これは、前述した帝王や王公といった称号の成立過程と、原理的には全く同一で、皇―帝―王―公との基本序列内に於て、一段上位の称号を加乗する操作により、同格の他者に対する優位を顕示せんとする行為にほかならない。

実はこれと同様の発想が、すでに『韓非子』五蠹篇の中に、「超五帝侔三王者、必此法也」と見えている。原文には「三王」とあるが、「五帝を超え三王に侔し」では文義を成さぬから、元來は「五帝を超え三皇に侔し」の意味であろう。『新語』無為篇が始皇帝を「秦始皇」と記すように、両字は古く通用した。とすれば、戦国末の法術思想に於ては、功業が「五帝を超え三皇に侔しき」君主の出現が、いち早く期待されていたことになる。秦皇案を奏上した李斯は、韓非と同門であり、また皇

帝の称号を創出した秦王政は、かつて「秦王、孤憤・五蠹の書を見て曰く、嗟呼、寡人此の人を見、之と遊ぶを得ば、死すとも恨まず」（『史記』老莊申韓列伝）とまで、韓非の著作に傾倒・心酔した経歴を持つ。こうした思想的系譜の上からも、やはり皇帝概念が、「五帝を超え三皇に伴し」からんとする意欲の所産であることが、裏付けられるであろう。それでは、五帝を超えるとは、具体的には如何なる実質を指すのであろうか。

(A) 昔者五帝地方千里、其外侯服夷服、諸侯或朝或否、天子不能制、今陛下興義兵、誅殘賊、平定天下、海内爲郡縣、法令由一統、自上古以來未嘗有、五帝所不及（『史記』秦始皇本紀）

(B) 六合之中、皇帝之土、西涉流沙、南盡北戸、東有東海、北過大夏、人迹所至、無不臣者、功蓋五帝、澤及牛馬、（中略）維秦王兼有天下、立名爲皇帝、（中略）古之帝者、地不過千里、諸侯各守其封域、或朝或否、相侵暴亂、殘伐不止、猶刻金石、以自爲紀、古之五帝三王、知教不同、法度不明、假威鬼神、以欺遠方、實不稱名、故不久長、其身未沒、諸侯倍叛、法令不行、今皇帝并一海内、以爲郡縣、天下和平（『史記』秦始皇本紀引琅邪台石刻碑文）

ここでは、古えの五帝・三王と今の皇帝との相違が強調されるが、両者の優劣を比較する基準は三点ある。その第一は、封建制か郡県制かとの基準で、古代の五帝・三王が封建制を採用したことが、「諸侯は或いは朝し或いは否むも、天子は制すること能わず」（A）「諸侯は各おの其の封域を守り、或いは朝し或いは否む」（B）「其の身未だ没せざるに、諸侯倍叛す」（B）と非難される一方、今の皇帝が郡県制を全土に施行したことが、「天下を平定し、海内は郡県と爲る」（A）「今、皇帝は并せて海内を

一にし、以て郡県と爲す」（B）と讃えられる。

第二の基準は、法治の貫徹度であって、古代の五帝・三王が全土に法治を貫徹できなかったことが、「知教は同じからず、法度は明らかならず」（B）「法令は行われず」（B）と非難されるのに対し、今の皇帝による徹底した法の一律の施行が、「法令は一統に由る」（A）と称讃される。

第三の基準は、支配領域の広狭である。古代の五帝・三王の場合は、封建制を施行したため、天子の直轄支配地は極めて狭小であり、ましてや中華をはずれた夷狄の地には、実効的支配が全く及ばなかったとして、それが「昔、五帝の地は方千里」（A）「古えの帝は、地は千里に過ぎず」（B）「威を鬼神に仮りて、以て遠方を欺く」（B）などと非難される。これに反して今の皇帝の場合は、郡県制によって中国全土を直轄支配するのみならず、大規模な外征によって世界の果てまでも支配力が及んでいるとして、その威勢が「人迹の至る所、臣たらざるは無し」（B）と誇示される。

そしてこれら三点を基準に比較すれば、「上古自り以來、未だ嘗て有らず、五帝の及ばざる所なり」（A）とか、「功は五帝を蓋う」（B）と、統一支配の徹底度や直轄支配地の広狭など、すべてに互って、今の皇帝は古代の五帝・三王をはるかに凌駕している、との判定が下されるのである。

このように、五帝を超える者としての皇帝の資格が、前記三点に存在する以上、秦が創出した皇帝概念は、封建制の否定と郡県制の全面的施行、全土に互る法治の貫徹、絶えざる外征による支配領域の拡大、といった支配形態を、その概念定義中に本来的に宿していたとしなければならぬ。

そして皇帝がそもそもこうしたものである以上、必然的に、皇帝たる

べき正当性を保障する根拠は、外征によって絶えず拡大し続ける中国世界全体を、完璧に直轄支配し続ける者としての、人為的実績以外には何ら求め得ない。すなわちそこには、天子概念の如く、上帝からの受命により支配権の正当性を保障される、との論理は、はじめから全く介在していないのである。皇帝の称号を支えるものは、ただただ人為的功業のみであって、自然法との関係如何は、最初から意識外に放擲されている。かくして成立した秦の皇帝概念は、自然法への従属を本来的に義務づけられてはおらず、権力の無制約な絶対化を可能にする。だがその反面、自然法による正当性の保障を得られぬが故に、絶えざる人為的功業の提示により、権力の正当性を不断に実証し続けねばならぬ宿命を、皇帝自身に課するのである。

ところで皇帝概念の性格については、西嶋定生氏によって、皇帝を煌煌たる上帝、すなわち地上に出現した皇天上帝の意とする見解が提出されてきている⁽³⁾。しかしながらこの説は、前掲の皇帝概念成立に関する資料内容を、全く無視した形で構成されており、始皇帝も二世皇帝も、自らを上帝であるなどは、一言半句も述べてはいない。始皇帝の功績を讃える数多くの石刻碑文にも、皇帝が上帝の意であることを示す表現は皆無であり、碑文はひたすら始皇帝の人為的功業のみを列挙し続ける。そもそも天上に在ればこそ上帝なのであって、地上に出現した上帝なる表現自体、すでに文義を成さぬであろう。中華の文化的伝統と全く隔絶した絶海の夷狄ならともかく、いかに始皇帝といえども、自らを、宇宙を主宰する絶対神たる上帝である、と主張するほど突飛な発想は、持ち合わせていなかったのである。

上述したように皇帝なる称号は、太古の三皇より五帝・三王の時代を

秦の皇帝観と漢の皇帝観（浅野）

経て今日に至ったとする史観に立った上で、秦の統一達成を「上古自り以来、未だ嘗て有らざる偉業と位置づける、強烈な歴史意識から考案された。故に皇帝の称号自体は、決して怪しげな神秘思想の産物ではなくして、中華の文化的伝統にもとづく、すぐれて史的な感覚の所産であったとしなければならない。

周知の如く漢代になると、皇帝と天子の称号とは通常的に併用される。もし皇帝が上帝の意であれば、同一人物が、上帝と上帝より受命する天子との二役を演ずることとなり、いかなる論理を以てしても、この現象を説明することは不可能となる。そこで西嶋氏は、この併用現象に対し、漢代以降は、皇帝概念がその原義によらずに使用されたのであると説明して、矛盾を切り抜けようとする。

しかし、皇帝と天子との併用現象は、実は漢代以降になって初めて現われてきたのではない。「天子自稱曰朕」（『史記』秦始皇本紀）「天子稱朕、固不聞聲、於是二世常居禁中」（同）「立秦爲天子、罪一也」（『史記』李斯列伝）などと、王綰・馮劫・李斯・趙高といった重臣達は、すでに皇帝の称号制定の時点から、始皇帝や二世皇帝に向かい、天子の称号を用いている。彼等は、皇帝なる称号の制定や廃止に直接関わった人間であり、その彼等が、自ら皇帝概念の原義を無視して、平然と天子の呼称を併用したとは、到底考えられない。

もっとも、皇帝概念はやはり上帝を意味するが、天子概念の方は、上帝より受命する者としての原義によらずに使用されたとの見方をとれば、この矛盾も解消できるかの如くである。だがここで障害となるのは、以下に列挙する始皇帝の言動である。

齊人徐市等上書、言海中有三神山、（中略）於是遣徐市發童男女數千

人、入海求遷人(『史記』秦始皇本紀)

燕人盧生、使入海還、以鬼神事、因奏錄圖書、曰亡秦者胡也(同)

始皇默然良久、曰、山鬼固不過知一歲事也(同)

願上所居宮、毋令人知、然后不死之藥、殆可得也、於是始皇曰、吾

慕真人、自謂真人、不稱朕(同)

於是始皇卜之、卦得游徙吉(同)

始皇遂東游海上、行禮祠名山大川及八神(『史記』封禪書)

明らかに始皇帝は、「三神山」「鬼神」「山鬼」「名山大川及八神」といった神靈の威力を認め、それら神秘的靈力に自己の不老長生を祈願している。上帝が一切の自然神を統括する宇宙の最高神であり、不死の存在であることは、もとより自明であって、もし皇帝が上帝を指すのであれば、その皇帝が卜占をしたり、「真人」と自称したり、さまざまな自然神に己れの不老不死を祈るなどといった行為は、そもそも滑稽であり、絶対にあり得べからざることである。従ってこの側面からも、皇帝が上帝を指すとの見解は、全く成立し得ないであろう。

前に皇帝とは、人為的実績によってのみ成立し、自然法との関係を意識外に放置した概念であると述べた。この点をさらに詳述すれば、皇帝とは、己れの上位に、服従すべき自然法的権威を持たぬ概念であることの意味する。ただしこれは、政治論・権力論としては、皇帝を自然法の下位に従属させなかったということであって、皇帝概念自体が、意識的に自然法の権威一切を否定する論理を、本来その定義中に内含することを、何ら意味するものではない。従って、人為的実績によって皇帝を称しつつ、他方で皇帝が各種神靈に対し、自己の個人的福を祈願する行為は、皇帝概念の定義そのものとは、別段矛盾したりはしないのである。

それでは、皇帝を上帝の意としない場合、秦の重臣が皇帝を天子とも称する現象は、いかに理解すべきであろうか。天子の原義は、上帝より受命して地上を統治する者の意であるが、秦に於ては、皇帝の側にも臣下の側にも、そうした受命意識はほとんど見出せない。もし重臣達が、天子の原義を深く認識した上で、なお天子概念を併用したとすれば、その行為はただちに、上帝をはじめとする自然法との序列を等閑視した皇帝概念と、天子概念との関係調整を、彼等自身に迫ったであろう。しかるに、彼等がそうした理論調整に腐心した形跡は、全く存在しない。とすれば秦の重臣達は、単に天下の支配者といった漠然たる意味合いで、皇帝に対し天子の称号を併用したに過ぎない、と見なければならぬ。そしてこれこそが、秦に於て、両概念が矛盾をきたさずに並存できた理由であろう。

このため、天子概念の原義を深刻に自覚した場合には、当然生じてくる筈の、上帝の命により天下の万民を統治する者としての政治論・権力論は、秦ではついに理論化されるに至らなかった。もとより始皇帝にも、一国の君主より天下全体の支配者へと脱皮した現実を、単に實際的現象としてだけでなく、政治理論の上からも正当化したい、との欲求は存在していた。鄒衍後学が提出した五徳終始説に関心を寄せたり、博士・儒生を動員して、泰山封禪の儀礼を定めさせんとした行為などは、そうした意欲の現われである。しかしながら、そもそも自然法との接合点を設定せぬままに出発した皇帝概念を、自然法が持つ客観性により、にわかに理論化し正当化することは、至難の技と言わねばならない。ために動員された儒生も、彼等がそれぞれに持ち合わせた既存の知識では、明確な理論をまとめることができず、議論百出の混乱に苛立った始

皇帝は、半ば理論化の努力を放棄している。そして結局は巡狩や封禅・望祠などの儀式も、理論の実践としてよりは、現実においてそれを挙行し得る皇帝権力の威勢の誇示に、力点を置かざるを得なかったわけである。

かくして秦に於ては、地上の支配権と自然法との関係は、人為的功業への無限の自負心の背後に押しやられたまま、皇帝概念と天子概念いずれの経路からも、ついに統治理論としての明確な体裁を整えることなく、単に皇帝の神靈に対する個人的求福の段階に止まったのである。故に秦の皇帝は、終始己れの上位に、服従すべき自然法的権威を持たぬ権力者であった。一方、秦が採用した法術思想も、実定法を君主の意志実現のための手段と見なすため、君主はただ一人法を超越し、己れの上位に自己をも律すべき法の客観的権威を持たない思想構造を備えていた。こうした共通性にも、秦の皇帝支配と法術思想とが結合すべき、内的必然性が存在したのである。⁽⁴⁾

かくして秦の皇帝は、皇帝たる宿命を忠実に負い続けんとする。ただただ天下支配の人為的実績のみが、皇帝の称号を支える。始皇帝はこの唯一の基準に照らして、古代の五帝に「知教不同、法度不明」「諸侯倍叛、法令不行」「假威鬼神、以欺遠方」（琅邪台石刻碑文）との非難を浴びせ、五帝を「実の名に称わざる」（同）帝号の詐称者と弾劾した。必然的にかかる帝概念の定義は、皇にも匹敵すべき帝中の帝としての彼に、ただちに皇帝の称号に見合うだけの実績提示を迫る。阿房宮以下の大規模な造営・築城、はるけき天下巡行、文字・度量衡・車幅・法制等あらゆる制度の統一、四方への大遠征と郡県の新設等々、異常なまでの執念を傾けて連年強行された事業の数々は、ただ一人名実を一致させ、帝たる「尊号大いに成れる」（同）ことを実証せんがための、必須の要件で

あった。

こうした皇帝概念の性格が、常に民衆を駆り立てるべき誘導目標を外部に必要とし続ける法術思想と、基本的性格を同じくし、そこにも両者が結合すべき内的必然性が存在したことは、前稿で述べた如くである。⁽⁵⁾

その結果、秦の皇帝権力は、急速に公的衣裳を脱ぎ捨て、権力の自己目的化へと邁進する一方、表面的な栄華と安定の陰で、帝国は確実に疲弊の度を増していく。長子扶蘇はこの事態を危惧し、「天下初定、遠方黔首未集、諸生皆誦法孔子、今上皆重法繩之、臣恐天下不安」（『史記』秦始皇本紀）と諫めるが、「博士雖七十人、特備員弗用、丞相諸大臣皆受成事」「天下之事、無小大皆決於上」（同）と、独裁に徹する始皇帝はこれに激怒し、扶蘇を北辺へと追いやる。

始皇帝の急死後、偽詔により皇帝となった胡亥は、「行誅大臣及諸公子、以罪過連逮少近官三郎、無得立者」（同）と、大量殺戮により独裁権力の確立を図る。その一方で二世皇帝は、「朕尊萬乘、毋其實、吾欲造千乘之駕、萬乘之屬、充吾號名」（同）と、いまだ実なき皇帝の名称に実績を対応させんとする焦燥に駆られ、反乱の激化を無視して、始皇帝の遺業継続を厳命する。重臣達は、「盜多、皆以戍漕轉作事苦、賦稅大也、請且止阿房宮作者、減省四邊戍轉」（同）と、民衆の窮迫を指摘して中止を要請するが、「凡所爲貴有天下者、得肆意極欲、主重明法、下不敢爲非、以制御海內矣」（同）と、恣意的支配を皇帝の權威発揚と同一視する二世皇帝は耳を貸さず、逆に彼等を処刑する。「謁者使東方來、以反者聞得、不足憂、上悅」（同）と、状況把握の方途を自ら閉ざし、独善・暴虐を募らせた二世皇帝は、反乱軍が函谷関に迫る混乱の中に殺害された。

二世皇帝を弑逆した趙高は、「秦故王國、始皇君天下、故稱帝、今六國復自立、秦地益小、乃以空名爲帝、不可、宜爲王如故、便」(同)と、帝たる実質の喪失を理由に、王号への復帰を宣言する。六国の自立を眼前に、皇帝なる称号は、その定義に忠実に殉ずる形で消滅したのである。秦の滅亡に先立つこと、四十六日であった。

史上空前の版図を誇った秦帝国は、建国以来わずかに十五年、始皇帝の死後三年余りで、咸陽を焼きつくす炎の中に、文字通り瓦解する。君主の意志をも超える自然法に服従しようとせず、術的法を操っては民衆を思うがままに駆り立て、もろとも疲弊して倒れるまで、郡県制の全面施行、法治の貫徹、外征による領土拡大といった、人為的実績の誇示に狂奔し続けねばならぬ皇帝概念、秦王政がその皇帝を自ら名乗った時点で、破滅はすでに約束されていた。秦の皇帝とは、まさしくかかる宿命を背負った称号として、この世に出現したのである。

二

本章では、漢独自の皇帝観を探る手はじめとして、まず漢の初代皇帝、高祖劉邦の皇帝観に検討を加える。前二〇七年、趙高により廃され、その後の漢楚抗争期を通して、完全に消滅していた皇帝の称号は、劉邦が項羽を破って中国世界を再統一した前二〇二年に至り、およそ五年に亘る空白を経て復活してくる。次に掲げるのは、その経緯である。

諸侯上疏曰、楚王韓信、韓王信、淮南王英布、梁王彭越、故衡山王吳芮、趙王張敖、燕王臧荼、昧死再拜言、大王陛下、先時秦爲亡道、天下誅之、大王先得秦王、定關中、於天下功最多、存亡定危、

救敗繼絶、以安萬民、功盛德厚、又加惠諸侯王有功者、使得立社稷、地分已定、而位號比擬、亡上下之分、大王功德之著、於後世不宣、昧死再拜上皇帝尊號、漢王曰、寡人聞帝者賢者有也、虛言亡實之名、非所取也、今諸侯王皆推高寡人、將何以處之哉、諸侯王皆曰、大王起於細微、滅亂秦、威動海內、又以辟陋之地、自漢中行威德、誅不義、立有功、平定海內、功臣皆受地食邑、非私之也、大王德施四海、諸侯王不足以道之、居帝位甚實宜、願大王以幸天下、漢王曰、諸侯王幸以爲便於天下之民、則可矣、於是諸侯王及太尉長安侯臣綰等三百人、與博士稷嗣君叔孫通、謹擇良日二月甲午、上尊號、漢王卽皇帝位于汜水之陽(『漢書』高帝紀)

韓信以下の諸侯は、最初に関中を占領し、秦王子嬰を降した軍事的功業、秦が破壊した旧制の復興と民生の回復、有功者の分封などの功績・恩徳を列挙した後、自分達が封国を領有して各々王号を称する一方、劉邦もまた依然として漢王を称し続けるのは、「位号比擬して、上下の分亡き」秩序の混乱であると述べたて、彼に皇帝の尊号を奉げんとする。ところが、この上疏に対し劉邦は、「寡人聞く、帝とは賢者の有なり」と。虚言亡実の名は、取る所に非ざるなり」との理由を掲げ、皇帝即位を拒絶する。

この劉邦の言は、彼が賢者なる資質を帝であるための必須の条件と考えていたこと、すなわち劉邦の抱く皇帝概念が、秦王政により創出された秦の皇帝概念とは、まるで異質であったことを明示する。なぜなら、上述の如く秦の皇帝概念とは、郡県制の全面施行や徹底した法治によって、中国全土を完全に直轄支配しているか否かを唯一の条件とする称号であって、そこには「帝者賢者有」などといった基準は、全く存在して

いなかっただからである。もし劉邦がこうした秦の皇帝観をそのまま継承していたとすれば、彼は法治の不徹底と全土を郡県化できていない点をこそ、辞退の理由とすべきであって、ことさらに賢者であるか否かとの基準を持ち出して、己れがその実質を欠くとして固辞する論理は、決して発せられる筈がないのである。

従って、このとき劉邦の意識の中では、皇帝が古代の聖賢たる五帝と同質の概念として、理解されていたことが判明する⁽⁶⁾。そして劉邦に皇帝即位を勧める群臣の側もまた、漢王と自分達とが同等に王号を称したのでは、上下の分が紛らわしいとの理由を掲げ、劉邦を群王中の王、大王と尊称しつつ、より格差の明瞭な「帝位に居る」よう要請したまでであって、秦の重臣や始皇帝のように、皇帝が上古の五帝に対する優位を表わす号名であるとの意識は、彼等には全く見られない。

要するに、このとき復活した皇帝の称号は、皇帝とは、王の上に位置する五帝と同列の帝号である、との君臣間の共通認識の上に成立した概念であった。故にこうした漢の皇帝概念と、五帝を帝号の詐称者として否定し、「五帝を超え」る者としての秦の皇帝概念とは、そこに込められた意義が大きく異なるとしなければならぬ。

そもそも皇帝即位の件は、表面上は、あくまでも諸侯王側からの要請・推戴であり、自ら「今、名号更めざれば、以て成功に称い、後世に伝うる無し。其れ帝号を議せ」と下命した秦王政の場合とは、全く状況を異にする。しかも劉邦は一旦は拒絶した上、「諸侯王幸いて以て天下の民に便と為さば、則ち可ならん」(『漢書』高帝紀)「漢王三たび譲り、己むを得ずして曰く、諸君必ず以て便と為さば、国家に便ならん」(『史記』高祖本紀)との理由から、ようやく推戴を受諾してみせたのである。

秦の皇帝観と漢の皇帝観(浅野)

もとより劉邦は、皇帝即位を内心強く望んでいたであろうし、諸侯王が皇帝推戴へと動くよう、背後で仕向けもしたのであろう。しかしながら自己の覇業への過剰な陶醉から、自ら皇帝の称号を創出した始皇帝と対比すれば、少くも公的場での両者の皇帝位に対する意識は、およそかけ離れていると評さざるを得ない。たとえ名称は同一であっても、漢の皇帝観は、決して秦の皇帝観の全き踏襲ではなかったのである。

漢の皇帝が秦の皇帝の直接的継承でないことは、さらに帝たるべき実質の中にも顕著に現われている。秦の皇帝概念の場合は、政権の中枢に於て、元來が上古の五帝を否定せんとする意識の所産として創始され、しかも五帝を否定する最大の論拠が、自ら封建した諸侯を制御できず、天下全体を直轄支配できなかった点に置かれたため、秦の皇帝概念中には、そもそも封建制を否定し、郡県制を指向すべき方向性が内在していた。五帝非難の言辞の直後に、必ず郡県制の全面的施行を特筆して、五帝に対する皇帝の優位を誇らんとする表現が接続する点に、彼等が強烈に意識した、古—五帝—封建制—劣、今—皇帝—郡県制—優、との図式を明瞭に読みとることが出来る。すなわち秦の皇帝概念とは、郡県制と結合すべき内的必然性を、すでにその定義中に宿した称号だったのである。

これに対し、劉邦の抱いた皇帝概念は、皇帝即古代五帝との意識に基づくものであったから、皇帝を名乗る行為は、彼に対し、郡県制を指向すべき必然性を課するものとはならない。むしろそれとは全く逆に、五帝の採用した国家体制に倣い、封建制を施行すべき責務をこそ、劉邦に對し課するのである。

諸侯王の側もまた、劉邦と同様に、皇帝—郡県制との秦の皇帝観とは

まるで異なる、封建制を伴う皇帝観を抱いていたからこそ、「恵みを諸侯王・有功者に加え、社稷を立つるを得させむ」「功臣は皆な地を受け邑に食み、之を私するには非ざるなり」(『漢書』高帝紀)などと、有功者への封国・食邑の分与を、劉邦が皇帝たるべき実質としてとりわけ強調し、封建諸侯たる自分達の地位保全をもくろみ、進んで劉邦に皇帝即位を要請してみせたのである。

これによっても、漢の皇帝が、秦の皇帝とは全く異なる性格のものとして出発したことを諒解し得るであろう。その第一の原因は、上述した、五帝を否定するか肯定するかを分岐点とする、皇帝概念自体の決定的差異にあるが、劉邦にはまた、そうした皇帝観を保持・表明せざるを得ぬ、より根本的な要因も存在していた。

始皇帝の場合は、統一達成と皇帝即位のはるか以前より、彼は戦国七雄中の最強国家、秦の専制君主であり、群臣に対しては、すでに確立されて久しい伝統的かつ公的権威を後盾に、皇帝支配を開始することが可能であった。このように、始皇帝の権力基盤が何よりも秦なる国家的伝統に存したが故に、強烈な自負心を抱く彼も、「寡人眇眇の身を以て、兵を興し暴乱を誅し、宗廟の靈に頼りて、六王咸く其の宰に伏し、天下大いに定まる」(『史記』秦始皇本紀)と、覇業達成の要因に唯一「宗廟之靈」を挙げて、前七七〇年に襄公が周王室より正式に諸侯と認められて以来、五五〇年にも及ぶ秦の国家的伝統に、最大限の謝意を表明せんとしたのである。

これに反し劉邦の出自は、沛の一介の農民の子弟に過ぎず、彼の下に参集した部下達も、ただ反乱諸軍の指導者中、劉邦の声望を最も高く買っ

て臣従しただけであって、両者の間には、いかなる公的・伝統的権威に基づく君臣関係も成立し得ない。しかも、前線での軍隊指揮や戦略・戦術面での計謀、根拠地に於ける内政の整備や兵站の確保といった個別的才能にかけては、韓信・英布・彭越・張良・曹參・陳平・蕭何などは、己れの卓越した能力に群下を圧する権力基盤を求めることは、望むべくもない。一重に彼は、よく衆を容れ、各人の才能を最大限に發揮させる、寛仁な統率者としての人徳の故に、現在の地位を獲たのである。

従って、巨大な秦帝国を打倒した偉業も、決して劉邦一人に功を帰すべきものではなく、「天下之を誅す」と表現される如く、秦の圧政に対して蜂起した天下全体の、言わば協同事業として認識される。その上で劉邦は、あくまでも「天下に於て功最も多き」者として、位置づけられるのである。つまり漢王としての劉邦の権力基盤は、何よりも協同事業の良き統率者、群臣間の公正な調停者たる信望といった、無形の間人関係の中にこそ存在した。とすれば、たとえ「海内を平定し」たとしても、劉邦が保持するのは漢王国の君主としての相対的権力に過ぎず、皇帝即位を境に、秦の皇帝の如き絶対的権力者に豹変せんとするのは、己れの権力基盤を我が手で破壊する自損行為とならざるを得ない。

そもそも劉邦に従って転戦してきた臣下達は、張良が、「夫れ天下の游士、親戚を離れ、墳墓を棄て、故旧を去りて、陛下に従いしは、但だ日夜咫尺の地を望めばなり。今乃ち六国の後を立て、唯だ復た立つる者無からしめば、游士は各おの帰りて其の主に従ひ、親戚に従ひ、故旧に従ひ、陛下と与に天下を取らんや」(『漢書』張陳王周伝)と指摘する如く、ただただ領地を得たい一心で従軍する者たちであり、まさしく「王侯将相、寧ぞ種有らんや」(『史記』陳涉世家)との口号を地で行く連

中であった。

劉邦が、「已に大功の臣二十余人を封するも、其の余は日夜功を争いて決せず、未だ封を行うを得ざる」（『漢書』張陳王周伝）状況に陥るや、彼等がたちまち謀反を密議しはじめたのも、そもその従軍の動機からして、至極当然の事態と言わなければならない。「陛下は布衣より起ち、此の属と天下を取る。今、陛下は已に天子為るに、封ぜらるる所のものは、皆な蕭・曹の故より人として親愛せらるる所にして、誅せらるる所の者は、皆な平生の仇怨なり。今、軍吏は功を計るも、天下は以て徧く封するに足らず。此の属は陛下の尽く封する能わざるを畏れ、又た過失を疑われ誅に及ばんことを恐る。故に相い聚りて反かんことを謀るのみ」（同）と、張良より彼等の心情を解説された劉邦は、慌てて「急しく丞相・御史を趣し、功を定め、封を行い」（同）て、辛うじて彼等の反乱をくい止める始末であった。

劉邦の権力基盤はかくも脆弱であり、彼の個人的信望を紐帯とする人的結合も、所詮その実態は、己れの才を高く買い、封土を与えてくれる可能性の最も高い者への、打算と賭けであり、軍功と封土とを引き換えんとする、暗黙にして自明の私的契約関係に過ぎない。劉邦は、一つ手立てを間違えば、自己の権力基盤が即座に雲散霧消する危機に、常に暴かれていたのである。

あまつさえ諸侯王は、「先時、秦は道亡きを為し、天下之を誅す」「亡ぶるを存し危うきを定め、敗るるを救い絶ゆるを継ぎて、以て万民を安んず。功盛んにして徳厚し」（『漢書』高帝紀）と、秦の暴虐を非難し、劉邦の功徳を讃える言辞の陰に、今後の天下経営に一定の掣肘を加えんとする意図を込めて、早くも彼を牽制してきていた。急造されたばかりの王

秦の皇帝観と漢の皇帝観（浅野）

国個々に對し、永らく漢軍の根拠地であった漢中と、天下の要害たる三秦の地を支配する漢王の軍事力は、相対的優勢を占めており、諸侯王は劉邦がその軍事力の優位を背景に、口実をもうけて封国没収の挙に出る事態を危惧したからである。皇帝の尊号を奉らんとする一見恭順な態度も、その真の狙いは、「功有る者は、輒ち地を裂きて、封じて王侯と為すも、大王号を尊くせざれば、皆な疑いて信ぜざらん」（『史記』高祖本紀）と、それにより自分達の王国領有権の公的再確認を得んとするところにあり、皇帝の称号は、どこまでも封国の分与・保全との交換条件だったのである。

そのため劉邦が皇帝として選択し得る方法は、それまで形無きものとしてのみ存在した、己れの信望・人徳といった権力基盤を、具体的な有形の制度へと変換して行くこと、すなわち有功者に封国・食邑を分与して、決して自己に天下を私する意志がなく、秦の打倒と漢の建国とが「天下之を誅し」た協同事業であったことを、漢の国家原理・国家体制として、公的に再確認し固定化していく方向に限定される。

かくして劉邦は、皇帝即位の翌年、改めて功臣達を諸侯王・列侯に封ずる。そもそも高祖集団は、秦帝国打倒後の封建制復活を大前提に形成された軍事組織であったが、その私的集団の形成原理が、今や漢帝国の国家原理・国家体制へと上昇・転換したわけである。当然の如く功臣達は、漢の国家体制を封建制の全き復活であると理解した。事実、彼等に分与された封地の総計は、帝領全体の三分の二を優に超えた。これに對し皇帝は、残り三分の一弱、およそ十五郡を直轄地としたが、これでも功臣達には、「天下に於て功最も多き」者としての当然の取り分と諒解されたのであり、このとき何人も、郡県制が封建制と二重に作用す

る漢の国家原理であるなどは、全く意識しなかったのである。

このように、秦漢の際の特殊な歴史的条件下に成立した皇帝権力自体の性格が、前記の定義に基づく皇帝概念と重ね合わされたとき、そこに秦の皇帝観とは本質的に異なる、漢の皇帝観が形成される。かかる独自の皇帝観は、漢の皇帝権力の正当性の論拠を語る、劉邦の次の発言にも、如実に現われてきている。

三月、詔曰、吾立爲天子、帝有天下十二年于今矣、與天下之豪士賢大夫共定天下、同安輯之、其有功者、上致之王、次爲列侯、下乃食邑、而重臣之親、或爲列侯、皆令自置吏、得賦斂、女子公主、爲列侯食邑者、皆佩之印、賜大第室、吏二千石、徙之長安、受小第室、入蜀漢定三秦者、皆世世復、吾於天下賢士功臣、可謂亡負矣、其有不義背天子擅起兵者、與天下共伐誅之、布告天下、使明知朕意（『漢書』高帝紀）

この詔は、建国以来、韓信・彭越・韓王信・英布等の諸王が、次々に反乱を企てて誅滅される状況の下、前一九六年に発せられた。その中で高祖は、「吾れ立ちて天子と爲り、天下を帝有すること、今に十二年。天下の豪士・賢大夫と共に天下を定め、同じく之を安輯す」と、まず漢の建国とそれに続く天下経営が、彼と群臣との協同事業であったことを、改めて確認する。次いで彼は、これまでその協同事業に参加した臣下達には、各々の功績に応じ、あるいは社会的名譽と封国・食邑・邸宅などの富を分与して、徴税権・官吏任命権といった封建領主としての広汎な特権を認め、あるいは永久に賦税・勞役を免除するなど、あまねくその功に報いてきたことを並べたてる。劉邦の意図は、漢帝国の形成が参加者全員による協同事業であった、との共通認識を踏みはずしたこと

が一度もなく、その建国の基本精神、暗黙にして自明の契約の忠実な履行者としてのみ行動し続けた、己れの過去を想起させんとする所にある。その上で彼は、「吾れは天下の賢士・功臣に、負うこと亡しと謂う可し」と、従って自分は、協同事業に参加した何人に対しても、全く負債・借りを持たぬ身の筈である、と訴える。すなわち劉邦は、この一点に、漢の皇帝支配の正当性の根拠を求めたのである。こうした形で、皇帝支配がその正当性を保持する以上、漢に反逆する者に対しては、「天下と共に伐ちて之を誅せん」と、皇帝側にそれを誅伐すべき正当性が存在するのみならず、天下の群臣の側にもまた、現体制を自ら形成し、その体制から現に利益を享受する一員として、皇帝に協力して討伐すべき責務が存在する、というのが高祖の論理である。

これによれば、漢の皇帝権力は、封建制を土台とする群臣との共同契約関係の上に成立し、皇帝側がその契約を誠実に履行する限りに於て、皇帝支配の正当性が維持されることになる。漢の初代皇帝たる劉邦は、その死の前年、ほとんど遺言とも称すべき形で、漢の皇帝権力の性格を、自らこのように規定したのである。

当然かかる皇帝観は、皇帝支配の形態をも根底に於て規定するため、そこには、漢独自の皇帝観と連繋する形での、秦とは異なる統治観が形成される。そこで以下に、その諸相を抽出してみよう。

まず第一の特色としては、法治に対する柔軟な姿勢を挙げることができ、天下を平定した後、軍を解散し、従軍してきた將兵を故郷に帰還させるにあたり、高祖は次の如く詔を発する。

民前或相聚保山澤、不書名數、今天下已定、令各歸其縣、復故爵田

宅、吏以文法教訓辨告、勿笞辱、(中略) 七大夫公乘以上、皆高爵也、諸侯子及從軍歸者、甚多高爵、吾數詔吏先與田宅、及所當求於吏者、亟與、爵或人君、上所尊禮、久立吏前、曾不爲決、甚亡謂也、異日秦民爵公大夫以上、令丞與亢禮、今吾於爵非輕也、吏獨安取此、且法以有功勞行田宅、今小吏未嘗從軍者多滿、而有功者顧不得、背公立私、守尉長吏教訓甚不善、其令諸吏善遇高爵、稱吾意(『漢書』高帝紀)

劉邦はまず、これまで山沢中に兵乱を逃れていて、戸籍のない民衆を故郷に帰し、爵位・田宅を回復させるよう指示した上、各地の官吏が法の条文によって彼等を教導する際、現在の事情に疎い彼等を笞打ち辱しめたりしてはならぬ、と命ずる。ここには、民の実情を無視して、法律を盾に民衆を苛酷に取り扱う法治を否定せんとする思考が、鮮明に示されている。

さらに高祖は、從軍して功勞があり、高爵を得た者達には、真先に田宅を与えるよう命じたにもかかわらず、從軍もせぬ無功の小役人どもが、尊大・無礼な態度で有功者への田宅供与を怠っていると、激しい口調で、守・尉等長吏以下の諸吏を叱責する。これは、法を執る官吏よりも、有功者の側をはるかに重視せんとする意志表示であって、劉邦が、自己の権力基盤が何よりも協同事業に参加した有功者に対する契約履行の中にこそ存在し、決して法吏による強権支配に存在するのではないことを、深く自覚していたが故の処置である。

高祖の官吏への非難は、「賦を省かんと欲するや甚だしきも、今、賦に未だ程有らず。吏或いは賦を多くして以て猷と為して、諸侯王尤も多く、民は之に疾しむ」(『漢書』高帝紀)などと、他にも見え、劉邦には、

秦の皇帝觀と漢の皇帝觀(淺野)

官吏が法の執行者たる權威をふりかざして、臣民に酷薄な行政を施す事態への、強い反感・警戒の念が一貫して流れている。これを、法術による臣民の徹底的弾圧に自己の権力基盤を求め、「刑殺を以て威と為すを樂しみ」、「専ら獄吏に任じ」(『史記』秦始皇本紀)た始皇帝、「民に税すること深き者は明吏と為し」、「人を殺すこと衆き者は忠臣と為し」(同・李斯列伝)た二世皇帝と対比するならば、秦の皇帝と漢の皇帝の法治に対する基本姿勢の違いは、あまりにも明白であろう。

恵帝の代に齊の丞相となった曹參は、九年に互り黄老道による統治を実施したのち、後任者に対し、法を嚴密に適用して姦人を追いつめ、獄市を騒がさぬよう言い置く。また中央の宰相に転じてからは、「郡國の吏の長大なるを択ぶに、文辭に訥にして、謹厚なる長者は、即ち召し除きて丞相の吏と為し、吏の言文刻深にして、声名に務めんと欲するものは、輒ち斥けて之を去る」(『漢書』蕭何曹參伝)方針を採ったが、この曹參と共通する法治の姿勢は、そもそも高祖の中に、すでに明確な形で存在していたのである。

こうした法治に対する柔軟な姿勢は、同時に、民生の安定を重視せんとする施策に直結する。皇帝としての劉邦の権力基盤は、前述の如くいまだ脆弱であり、一反乱軍の首領から天下全体の統治者へと、権力の性格が大きく転換した以上、直接從軍した有功者への恩賞分配以外に、これまで直接的主従関係になかった民衆一般にもあまねく恩徳を及ぼし、擬制的に彼等を協同事業の外延中に取り込んで、権力基盤の拡大を図らねばならない。劉邦は、「欲省賦甚」「民産子、復勿事二歳」(『漢書』高帝紀)と、しばしば賦斂の軽減を命じたり、「天下匈匈、勞苦數歲、成敗未可知、是何治宮室過度也」(同)と奢侈を自戒せんとするなど、民生安

定への慎重な配慮を怠たらぬが、これも自己の権力の性格への深い自覚に基づくものである。

かつて二世皇帝は、「盜多きは、皆な戌漕軼作の事に苦しみ、賦税の大なるを以てなり。請う、且に阿房宮の作を止め、四辺の戌漕を減省せん」（『史記』秦始皇本紀）との重臣たちの懇願を拒絶し、「天下を有つて貴と為す所の者は、意を肆まにし欲を極むるを得ればなり。主、明法を重くすれば、下は敢えて非を為さず。以て海内を制御すべし」（同）と、嚴重な法治により民衆を押さえ込み、自己の恣意・我欲を徹底的に貫徹させてこそ、真に天下の支配者であるとの、秦の皇帝觀・統治觀を披瀝した。だが劉邦は、それとは全く正反対の方向に、漢の皇帝支配の維持・強化の方途を見出したのである。

また劉邦は、以下に示すように、盛んに天下の賢士を招来せんとする。

蓋聞、王者莫高於周文、伯者莫高於齊桓、皆待賢人而成名、今天下賢者智能、豈特古之人乎、患在人主不交故也、士奚由進、今吾以天之靈、賢士大夫定有天下、以爲一家、欲其長久、世世奉宗廟亡絕也、賢人已與我共平之矣、而不與吾共安利之、可乎、賢士大夫有肯從我游者、吾能尊顯之、布告天下、使明知朕意（『漢書』高帝紀）

すなわち劉邦は、「賢士大夫と天下を定有し」た漢の建国原理を踏まえ、衆の人望を聚める在地の有力者層を、「賢人已に我と共に之を平らげ、而も吾と共に之に安利せざるは、可ならんか」と漢の建国に対する潜在的協力者と見做した上で、新たに天下経営なる協同事業の構成員中に取り込むことを狙ったのである。こうした尚賢策も、やはり皇帝権力の基盤拡大を図らんとする努力の現われに他ならない。

そしてこの点に関しても、「丞相諸大臣は皆な成事を受くるのみ」「天下の事は小大と無く皆な上に決せらる」（『史記』秦始皇本紀）とか、「罪過を以て少近の官・三郎を連逮し、立つを得る者無からしむ」「群臣の諫むる者は以て誹謗と為す」（同）と、補佐役の群臣をことごとく弾圧・殺戮する手段で、独裁権力の確立を目指した秦の皇帝とは、全く逆の方向へと歩んだのである。

上述の如く秦帝国は、古代の五帝を、封建制を採用したがために諸侯を統制できず、法治を一律的に貫徹できず、中国世界全体を直轄支配できなかつた、との三点を基準に否定し去り、五帝を超克する概念として皇帝の称号を創出した。そこで皇帝を称する行為は、必然的に、封建制の否定と郡県制の全面的施行、強権による苛酷な法治、外征による支配領域の拡張、際限なき人為的功業の提示、自然法的權威の意識外への放置、皇帝権力の絶対化・自己目的化、等々の方向性を、皇帝自身に宿命づける結果となつた。

これに対し、劉邦が抱いた皇帝概念は、逆に五帝を肯定し、皇帝を古代帝王と同一視するところに成立する称号であった。そのため劉邦は、等しく皇帝を名乗りながらも、秦の皇帝が背負わざるを得なかつた宿命を、本来免れていたわけで、それ故にこそ、封建制の施行、「今吾以天之靈、賢士大夫定有天下」「吾以布衣提三尺取天下、此非天命乎、命乃在天」（『漢書』高帝紀）といった、漢の建国に対する自然法関与の承認、法治の柔軟な運用、対匈奴和親策や南越王趙佗の封建に見られる柔軟な辺境政策、民生安定への配慮、臣下・賢者の補佐機能の重視など、秦帝国の皇帝支配とは異なる漢独自の皇帝觀・統治觀を形成できたのである。

そしてそれは、単に高祖の意識した皇帝概念の性格に由来するのみならず、より根本的には、秦漢の際なる特殊個別的な歴史条件の下、劉邦が踏まえざるを得なかった、皇帝権力自体の性格に規定されたものであった。すなわちそれは、有功者の封建を前提とする高祖集団の私的形成原理を、封建制の施行といった漢の公的国家原理へと移行・転換し、高祖集団の私的契約関係を、諸侯王・列侯の封建といった漢の公的国家体制として制度化すること、かつまた天下の諸階層をその原理・体制内に広汎に包摂していくことによって、はじめて保障される権力であった。

ここに、秦なる国家的伝統を後盾に皇帝支配を開始できたが故に、権力の形成原理を必要とせず、帝国の統治原理のみで事足りた秦の皇帝と、一介の農民より身を起こしたがために、権力の形成原理から必要とした漢の初代皇帝・劉邦との、決定的な差異が存在したのである。

漢帝国の創立者たる高祖は、かかる本質を宿すものとして、自己の皇帝観・統治観を形成したが、それはまた漢の皇帝観の原型として、以後の歴代皇帝に受け継がれていくのである。

三

本章では、高祖が形成した漢の皇帝観・統治観の原型が、その後の恵帝・文帝・景帝にいかんにかんて受け継がれていったのか、その展開の跡を辿ってみる。

前一九五年に劉邦が没した後、太子劉盈が二代目の皇帝として即位する。これが恵帝であるが、彼は生来病弱であった上、母呂太后の戚夫人に対する惨酷な処置に心痛するのあまり、ほどなく自ら政務を執れぬ状

秦の皇帝観と漢の皇帝観（浅野）

態に陥る。加えて在位が八年足らずの短期に終わったこともあって、恵帝の治世には、特筆すべき皇帝観・統治観が乏しい。

ただ、「滅田租、復十五税一」「發長安六百里内男女十四萬六千人、城長安、三十日罷」（『漢書』恵帝紀）と、租税を軽減し、労役を長期に互らせぬ統治を実施しており、「吏所以治民也、能盡其治則民頼之、故重其祿、所以爲民也」（同）といった発言と合わせ、民生安定への慎重な配慮に於て、父の路線を踏襲せんとする姿勢は鮮明である。さらに恵帝は、「民年七十以上若不滿十歳、有罪當刑者、皆宥之」「民有罪、得買爵三十級以免死罪」「省法令妨吏民者、除挾書律」（同）などと、刑罰の適用緩和や、煩細な法令の廃止に努めており、苛酷な法治を排除せんとする点に關しても、やはり同様の傾向が顕著である。恵帝紀の贊が「寛仁の主と謂う可し」と評する如く、そのあまりにも短い治世を通して、「寛仁なる長者」（『史記』高祖本紀）であった高祖の皇帝観・統治観の、忠実な継承者であったと言えよう。

恵帝が崩ずるや、呂太后は一族を王侯に列し、勝手に皇帝を廢立するなどの専制政治を行う。強権を振った呂后の死後、要職を独占していた呂氏一族は、共謀して反乱を企て、劉氏から政權を奪取せんとする。呂氏によるこの反乱計画は、太尉周勃等の果敢な行動により鎮圧され、呂氏は族滅されて、劉氏政權は辛くも帝位篡奪の危機を脱する。

丞相陳平をはじめとする漢の重臣達は、協議の上、高祖の中子代王恒を、新たな皇帝に擁立せんと図る。代王の臣下の中には、「漢の大臣は、皆な故き高帝の時の將にして、兵事に習い、謀詐多し。（中略）大王を迎うるを以て名と爲すも、実は信ず可からず。願わくは疾と称して往くこ

と無く、以て其の変を觀ん」（『漢書』文帝紀）と、陰謀を危惧する者もあり、代王は近親者を長安に先発させ、慎重に状況を探りながら長安に赴く。渭橋に達するや、待ち受けた群臣はただちに天子の璽を奉ぜんとするが、代王はこれを謝絶して代邸に入り、改めて群臣より即位要請の建議を聞く。そこで彼は、再三即位を辞退した後、ようやく皇帝即位を承諾する。これが文帝である。

このように文帝は、呂氏の乱の政変直後、中央の重臣達の推戴によって、諸侯王の地位から皇帝に迎立された。これは、高祖の場合と近似した状況下の皇帝即位であり、かかる即位の経過からして、この時点での彼の権力基盤は、極めて不安定なものであった。当然文帝は、自己が高祖以来の漢の国家原理の忠実な信奉者であることを、改めて天下に表明し、広汎な支持を取り付ける必要に迫られる。そうした彼の皇帝觀は、まず太子建立の経緯中に、次の如く開示される。

有司請蚤建太子、所以尊宗廟也、詔曰、朕既不德、上帝神明未歆饗也、天下人民未有恩志、今縱不能博求天下賢聖有德之人而壇天下焉、而曰豫建太子、是重吾不德也、謂天下何、其安之、有司曰、豫建太子、所以重宗廟社稷、不忘天下也、上曰、楚王季父也、春秋高、閱天下之義理多矣、明於國家之體、吳王於朕、兄也、淮南王弟也、皆秉德以陪朕、豈爲不豫哉、諸侯王宗室昆弟有功臣、多賢及有德義者、若舉有德以陪朕之不能終、是社稷之靈、天下之福也、今不選舉焉、而曰必子、人其以朕爲忘賢有德者而專於子、非所以憂天下也、朕甚不取、有司固請曰、古者殷周有國、治安皆且千歲、有天下者莫長焉、用此道也、立嗣必子、所從來遠矣、高帝始平天下、建諸侯、爲帝者太祖、諸侯王列侯、始受國者亦皆爲其國祖、子孫繼嗣、

世世不絶、天下之大義也、故高帝設之、以撫海内、今釋宜建而更選於諸侯宗室、非高帝之志也、更議不宜、子啓最長、敦厚慈仁、請建以爲太子、上乃許之、因賜天下民當爲父後者爵一級（『漢書』文帝紀）
有司に太子を建てるよう要請された文帝は、「今、縦え博く天下の賢聖有徳の人を求めて、焉に天下を壇ること能わざるも、而して予め太子を建つると曰わば、是れ吾が不徳を重ぬるなり」「今、焉より選舉せずして、必ず子にすと曰わば、人は其れ朕を以て、賢・有徳者を忘れて、子に専らすと為さん」と、それを拒絶し、汎く諸侯王・宗室・昆弟・功臣中から、有徳の賢者を選挙すべしと主張する。文帝は代王より迎立されたばかりであり、その直後に吾が子を皇帝の後継者に決定する処置が、天下を私有せんとする意欲の現われではないかとの疑念を生じさせ、諸侯王・宗室・群臣の離反を招く事態を恐れたのである。

漢の建国原理は、「天下之を誅し」、「天下の豪士・賢大夫と共に天下を定め」（『漢書』高帝紀）た協同事業であったとする、共通認識の中に入り、その後の天下経営もまた、「賢人已に我と共に之を平らぐ」（同）と、上は皇帝・諸侯王・列侯より、下は在野の賢者に至る、天下全体の協同事業として意識された。はたせるかな、呂氏の乱鎮圧と文帝擁立とをめぐる経緯は、改めてそれを実証したのである。漢の皇帝権力はこの国家原理の上に乗っており、この場合、はやばやと太子を建立して血縁による帝位世襲を確定させてしまうことは、天下全体の協同事業の成果を横領・独占し、無功の吾が子に勝手に譲り渡して、天下を私するものとして、他の協同者全員への背信行為とも解されかねぬのである。事実、吳王・齊王以下の諸侯王の間には、そもそも自分達を差し置いて、代王劉恒が皇帝位を継承したこと自体への不満が鬱積していた。そして

この不満が、このとき建てられた太子啓が景帝として即位した後には勃発した、呉楚七国の大乱の遠因ともなったのである。文帝が、「天下は何と謂わんや」「天下を憂うる所以には非ず。朕甚だ取らず」などと、しきりにその背公立私的人格を懸念する所以である。

そこで文帝は、あまねく天下中から賢聖有徳の人物を探し出して、彼に天下を譲るといった極端な方法は取れぬまでも、せめて直接の協同者たる諸侯王・宗室・昆弟・功臣達の中より選挙すべしと、漢の建国原理を再確認して、己れにその国家原理を改変する意志が全くないことを、過剰なまでに強調せざるを得なかつたのである。

これに対して有司は、「高帝始めて天下を平らぐるや、諸侯を建てて、帝者の太祖と為る。諸侯王・列侯の始めて国を受くる者も、亦た皆な其の国祖と為る。子孫の嗣を継ぎ、世世絶えざるは、天下の大義なり。故き高帝は之を設けて、以て海内を撫せり。今、宜しく建つべきを积て、更めて諸侯・宗室より選ぶは、高帝の志に非ざるなり」との論理を展開する。そもそも建国者たる高祖は、功臣を諸侯王・列侯に封ずる封建制を、漢の公的国家体制と定めた。しかしてその封建制とは、血縁による封国の世襲を原理とする。もし中央の帝位継承に於て、皇帝自ら賢者への禅譲を唱え、血縁世襲の原理を否定するならば、それはただちに、各諸侯王・列侯の封国領有権をも否定することに繋がり、漢の建国原理及び国家体制は、根幹より覆らざるを得ない。故に、一見全く私的原理に見える血縁世襲も、実はそれこそが、漢の国家体制を根本で支える公的原理（天下之大義）であつて、血縁世襲の否定は、この場合、何ら公を目指すものではなく、かえつて私を主張する行為に他ならぬ、と言ふのである。

これは、血縁世襲なる私的原理を、国家原理・国家体制なる公的原理へと、巧みに転換する論理である。これによって一姓君主権は、その公的性格を外部にに向けて強力に主張することが可能となるわけで、内心では太子決定を望んでいた文帝も、この理論づけを得たのちに、はじめて太子建立を許可する。ただし、かかる論理形成は、もとより漢が封建制をその国家原理・国家体制とするからこそ、可能であつた。従つて、皇帝権力強化の方向に作用する、血縁による帝位世襲は、一方で漢の皇帝に対し、改めて封建制の維持を、その責務として要求する側面を併せ持つ点を、忘れてはならない。

また前記の論理は、封国を血縁により世襲し得る、諸侯王・列侯までの範圍を対象を限定したところに組み立てられており、この点では、いまだ天下の諸階層すべてを包摂する理論とはなっていない。漢の建国とそれに続く帝国運営とが、あくまでも天下全体の協同事業であり、皇帝支配がそうした全体的合意の上のみ成立する以上、皇帝は封建領主の下に位置する諸階層をも、擬制的に協同事業の外延中に取り込んでいく必要に迫られる。文帝は、太子建立を裁可したのち、ただちに「因りて天下の民の当に父の後為るべき者に爵一級を賜う」処置をとる。これはまさしく、豪族から小農民に至るまで、およそ家族を構成する諸階層に対し、その血縁による家父長権相続を、賜爵により改めて公認する手段により、血縁世襲が上は皇帝から下は庶人までを貫く漢の公的原理であるとして、「賢士・大夫と天下を定有し、以て一家と為さん」（『漢書』高帝紀）とする協同事業の成員中に、彼等を包摂し、逆にそれによつて、帝位世襲への広汎な承認を取り付けんとする意図に他ならない。かくして文帝は、重臣達の選挙・推戴によつて帝位につきながら、血縁により

吾が子に帝位を世襲させるといった、異質な帝位継承行為の間を調停し、天下全体に対し、皇帝権力の正当性及び正統性を公然と主張できたわけである。そもそも漢の建国とともに実施された封建制には、功績によって封建し、血縁により封国を世襲するとの、二重の原理が内在していた。この二重性は、「天下に於て功最も多き」者であるが故に皇帝となり、帝位を血縁により世襲していく皇帝の場合も例外ではない。漢の建国者たる立場から、万人が認める己れの個人的功業と、「吾れは天下の賢士・功臣に、負うこと亡しと謂う可し」とする、功に応じた封国分配とに、皇帝権力確立の論拠を求め得た高祖に対し、文帝は専ら帝位相続の正当性を主要な課題とすべき状況下であり、これは、そうした条件の差異が生み出した理論的進展と言える。

文帝の抱いた皇帝観がこうした性格のものである以上、天下統治に際しても、彼は高祖の敷いた路線を忠実に継承し、一層拡充させていかねばならない。

文帝は呂氏に迫害された王侯の封国を回復し、擁立に功績のあった臣下に封国・食邑を分与して、政権の基礎を固める。その一方で彼は、「古之治天下、朝有進善之旌、誹謗之木、所以通治道而來諫者也、今法有誹謗詬言之罪、是使衆臣不敢盡情、而上無由聞過失也、將何以來遠方之賢良、其除之」とか、「是吏舉賢之道未備也」「詔諸侯王公卿郡守舉賢良能直言極諫者、上親策之、傳納以言」（『漢書』文帝紀）などと、尚賢主義を標榜し、さかんに各地の賢良を招来せんとするが、これも高祖の場合と全く同じ意図に基づく施策である。

また文帝は、「令郡國無來獻、施惠天下」「今列侯多居長安、邑遠、吏卒給輸費苦、（中略）其令列侯之國」「吾農民甚苦、而吏莫之省、（中略）

其賜農民今年租稅之半」「令諸侯無人貢、弛山澤、減諸服御、損郎吏員、發倉庾、以振民」「厚葬以破業、重服以傷生、吾甚不取」（同）と、賦斂の軽減・重農・富民・節儉・薄葬などの諸施策を推し進め、民生を安定させんと腐心する。その根底にも、「民の父母為るは將た何如せん」（同）と、天下を以て一家と為さんとした高祖の統治観を引き継ぎ、父母として天下の臣民を兼ねて養育せんとする、強烈な意識が働いている。さらにこの点は、「盡除収帑相座律令」「今法有誹謗詬言之罪、（中略）細民之愚、無知抵死、朕甚不取、自今以來、有犯此者勿聽治」「除肉刑法」（同）と、苛法を極力廃止し、法治を柔軟に運用せんと努める熱心な姿勢に於ても、全く同様である。

このように文帝の皇帝観・統治観は、秦とは異なる漢独自の皇帝権力の性格、及び国家原理・国家体制に対する深刻な自覚に基づくものである。高祖が礎定した皇帝観・統治観の伝統を、忠実に履行するものであった。ただし文帝の治世になると、高祖の時代に比べて、かなりの理論的進展が見受けられる。前述した、帝位継承に関する理論もその一例であるが、次に示す、天と皇帝との関係をめぐる理論は、その最も顕著な事例である。

(A)十一月癸卯晦、日有食之、詔曰、朕聞之、天生民、爲之置君以養治之、人主不德、布政不均、則天示之災以戒不治、乃十一月晦、日有食之、適見于天、災孰大焉、朕獲保宗廟、以微眇之身、託于士民君王之上、天下治亂、在予一人、唯二三執政猶吾股肱也、朕下不能治育羣生、上以累三光之明、其不德大矣、令至、其悉思朕之過失、及知見之所不及、句以啓告朕、及舉賢良方正能直言極諫者、以匡朕之不逮（『漢書』文帝紀）

(B)詔曰、間者數年比不登、又有水旱疾疫之災、咥甚憂之、愚而不明、未達其咎、意者朕之政有所失而行有過與、乃天道有不順、地利或不得、人事多失和、鬼神廢不享與、何以致此、將百官之奉養或費、無用之事或多與、何其民食之寡乏也、(中略)細大之義、吾未能得其、中、其與丞相列侯吏二千石博士議之、有可以佐百姓者、率意遠思、無有所隱(同)

(A)に於て文帝は、まず君主を天より民の養治を命ぜられた者と規定したのち、君主の統治に過失があった場合、任命者たる上天は災殃を降して、その失政を譴責するとの論理を述べる。文帝は、前の太子建立の一件に際し、「朕既に不徳にして、上帝・神明も未だ歎饗せず」と発言しており、ここでの天が、上天・上帝を指すことは明白である。その上で文帝は、「日之を食する有り。適は天に見わる。災い孰れか焉より大なる」と、日食を天の降した災殃と理解する。そこで彼は、天の叱責の理由を究めるべく、「令至らば、其れ悉く朕の過失、及び知見の及ばざる所を思い、句わくば以て朕に啓き告げよ」と命じた上、匈奴に向けて配置した軍備は、辺境の民を守る公的性格を持つから廃止できぬとする一方、自ら「衛將軍の軍を罷め、太僕の見馬は財かに足るを遣して、余は皆な以て伝置に給す」などの皇帝個人に関わる、言わば私的性格を帯びた経費の節減策を断行する。

これと同様の思考は、次の(B)にも展開される。文帝は、数年に亙る凶作や洪水・旱害・疫病などの災殃を、やはり己れの失政に対する上天の譴責と受け止め、ために「天道順ならざる有り、地利或いは得ず、人事多く和を失い、鬼神も廢して享けざる」現況に陥ったのであろうかと畏怖する。そこで文帝は、「朕甚だ之を憂うるも、愚にして不明、未だ其

の咎めに達せず」「何を以て此を致すや」「吾れ未だ其の中を得ること能わず」などと、原因究明を群臣に下問している。

かかる言動によって、文帝自身が、君主を上天より万民の養育を命ぜられて、地上を統治する者と見做す受命思想、及び上帝が天道の異変による災殃を媒介に、天子の失政を譴責するとの強烈な天人相関思想を抱いていた状況が判明する。かつて劉邦は、「吾以布衣提三尺取天下、此非天命乎、命乃在天」と、自己の覇業達成の要因を天命に帰した。高祖はそれを「天之靈」とも表現するが、要するにそれは、天運が我れに幸いしたとの素朴な個人的感慨の吐露に止まるものであって、漢王朝創立に対する自然法の超越的權威を認めながらも、権力論・統治論としての天と皇帝との関係は、それ以上には理論化されぬままに終っていた。これと対比するとき、高祖の時代には未整備であった上天と皇帝との関係が、文帝期に本格的な理論化を見るに至ったことが諒解されるであろう。

ただし、文帝がこうした理論的進展を成し得たのも、そのそもその原因は、劉邦の皇帝即位の時点で、すでに漢の皇帝概念が秦の皇帝概念の直接的継承ではなく、古代五帝及び三王を肯定し継承するものとして出発したところに存在する。漢初の人々にとっては、古代帝王はもとより天から受命した天子を意味し、それはそのまま、漢の皇帝概念へと直結するものとして意識された。ここでは、天子概念はその本来的意義のまま、格別の矛盾もなく、皇帝概念と重複し得る。天子概念の側が、自然法との序列を意識外に放置し、人為的功業を優先させる皇帝概念の陰に押しやられ、ついに両者の関係を明快に理論化できなかった秦帝國とは、およそ事情が異なるのである。それ故にこそ漢の皇帝は、上帝・

天道以下の自然法に服従すべき存在として、自らを明瞭に位置づけることが可能だったのである。

こうした政治理論は、或る面では、自然法によって皇帝支配の正当性を権威づけ根拠づける。だが反面では、皇帝に対し、天子として自然法への服従を義務づけ、臣民には自然法を盾にする皇帝への諫言・批判を可能にして、皇帝権力の無制約な絶対化・自己目的化を阻む方向にも、強力に作用する。しかもそれこそは、君臣間の相対的均衡の上に君臨する漢の皇帝権力の実態を、上天との関係に於て、端的に反映した姿であると言わなければならない。

そして文帝は、こうした自己限定と引き換えに、被統治者として、天下経営なる協同事業に対しては、常に潜在的協同者の域に止まり、それ故に、これまで漢の建国原理中に明確に包摂し難い性格を持っていた民を、上天よりその養治を命ぜられた対象と規定する手段により、皇帝を頂点とする漢の国家体制中に、明快に組み込むことに成功したのである。文帝は、「蓋し聞く、天道の禍いは怨み自り起き、福は徳繇より興ると。百官の非は、宜しく朕が躬に由るべし。今、秘祝の官は、過ちを下に移し、以て吾れの不徳を彰わす。朕甚だ取らず。其れ之を除け」（『史記』孝文本紀）と、失政の責任を官吏に転嫁する祈願を禁ずる。さらに文帝

は、「昔、先王は遠く施すも、其の報いを求めず、望祀するも其の福を祈らず。賢を右にして威を左にし、民を先にして己れを後にす。至明の極なり。今、吾れ聞く、祠官いのを祝るに、皆な福を朕が躬に帰して、百姓の為にせずと。朕甚だ之を愧づ。夫れ朕が不徳を以て、躬ら享けて独り其の福を美にし、百姓焉に与らざるは、是れ吾が不徳を重ねるなり」（同）と、祠官に対し、民をなわざりにして皇帝個人の福を祈る私行的

為をも禁ずる。これも、天の権威への服従が、天を媒介に皇帝と民との関係を明確化し、そもそも私的軍事集団の首領として出発した漢の皇帝権力を、完全な公的性格へと変換する作業の、総仕上げの意味を持ったことを明示している。秦の国家的伝統を基盤に皇帝支配を開始できたため、民を本来的被統治者としてしか位置づけようとせず、従って自然法と皇帝との関係が、皇帝の個人的求福の域に止まったまま、天と皇帝と民との間を連結する権力論・統治論を最後まで理論化できなかった秦の場合とは、まるで事情が異なっていたのである。

高祖は、天下を以て一家と為さんことを、漢の理念として掲げた。その内部の諸階層間にはいかなる敵対関係も存在せぬことを主張し、その総体的調和・安定の上に皇帝権力を君臨させんと意図するものであった。最後まで残された難問は、高祖集団の形成原理であった封建的君臣関係中に、直接編入できぬ民との関係であったが、文帝による受命思想と天譴思想の導入は、上述した血縁による家父長権世襲の公認と相俟って、高祖の掲げた「天下を定有して、以て一家と為し」、「天子為りて、天下を帝有する」（『漢書』高帝紀）路線に、一応の理論的完成を与えたのである。¹⁰⁾

前一五七年、自己の葬礼を簡素にするよう命じた遺詔を残して、文帝が没したのち、かねて建立されていた太子劉啓が即位する。これが景帝である。景帝は、父文帝の徳を次の如く讃える。

孝文皇帝臨天下、通關梁、不異遠方、除誹謗、去肉刑、賞賜長老、收恤孤獨、以遂羣生、減耆欲、不受獻、罪人不笞、不誅亡罪、不私

其利也、除官刑、出美人、重絶人之世也、朕既不敏、弗能勝識、此皆上世之所不及、而孝文皇帝親行之、德厚侔天地、利澤施四海、靡不獲福、明象乎日月（『漢書』景帝紀）

前半で先帝の治績を具体的に列挙したのち、景帝はその偉大さを、「德厚は天地に侔ひとしく、利澤は四海に施され、福を獲なざる靡く、明は日月に象とらざる」と総括する。従前この一文に対しては、文帝の徳を上帝と同列に置き、皇帝権力の無制約な絶対性を主張したものであると、劉氏の血統を神聖化・権威化せんとしたものである、といった見解が提示されてきている。しかし、「德厚は天地に侔ひとしく」「明は日月に象とらざる」との形容は、決して皇帝を上帝と同格に扱わんとする思考の所産ではない。

長沙馬王堆漢墓出土の黄帝書『十六経』立命篇には、黄帝が「天下之宗」に即位した状況が描写される。その中で黄帝は、「吾れ命を天より受け、位を地に定め、名を人に成す。唯だ余れ一人のみ徳は乃ち天に配なぶ」「吾れ地に充あたりて広裕、吾れ天に類して大明なり。吾れ天を畏い、地を愛す」などと語る。これによれば、「唯だ余れ一人のみ徳は乃ち天に配なぶ」との一見尊大な言辭も、「命を天より受け」て、それを忠実に履行する行為の表現であり、同様に「吾れ天に類して大明」なる発言も、「天を畏い」つつ、天の在り方に法らんと努める行為の形容に他ならぬ。

また黄老道の影響を強く蒙った董仲舒も、かかる思考を承けて、「天地・陰陽・四時・日月・星曆・山川・人倫に通じ、徳の天地に侔ひとしき者を、皇帝と称す。天は佑けて之を子とす。号して天子と称す」（『春秋繁露』三代改制質文篇）と、皇帝と天子の関係を理論化する。やはりこの場

秦の皇帝観と漢の皇帝観（浅野）

合も、皇帝の徳が「天地に侔ひとしき」ことは、何ら皇帝を上帝と同一視せんとする不遜の表明ではなく、全く逆に、皇帝が上天の子として、上帝に服従する態度をこそ意味するのである。

以上の論述により、景帝の発した詔の内容は、決して文帝を上帝と同格に置き、皇帝権力の無制約な絶対性を主張したり、劉氏の血統に神秘的権威を与えんとしたものでないことが、諒解されたであろう。文帝が自ら受命思想・天譴思想を導入し、上帝・天道以下の自然法に対し、いかに熱心に服従してみせんとしたかは、前に述べた如くである。景帝は、自然法への随順が皇帝支配にもたらす重大な意義を深く認識した上で、それを前掲の表現で絶讃し、それによって、自己もまた父の皇帝観・統治観を踏襲する決意であることを、天下に宣言したのである。

従って景帝は、具体的な天下統治に際しても、高祖より文帝に至る漢帝国独自の路線を継承せんとする。そこで景帝は、「民多乏食、天絶天年、朕甚痛之、（中略）其議民欲徙寛大地者、聽之」「治墳無過三百人畢事」「不受獻、減太官、省絲賦、（中略）以備災害」（『漢書』景帝紀）などと、同じく勸農や節葬、官費の削減を推進し、民生を安定させんと努めている。

また景帝は、「吏受所監臨、以飲食免、重、受財物、賤買貴賣、論輕、廷尉與丞相更議著令」「改磔曰棄市、勿復磔」「吏或不奉法令、以貨賂爲市、朋黨比周、以苛爲察、以刻爲明、令亡罪者失職、朕甚憐之、有罪者不伏罪、姦法爲暴、甚亡謂也、諸獄疑、若雖文致於法、而於人心不厭者、輒讞之」「減答法、定箠令」「欲令治獄者務先寛」（同）などと、法令や刑罰の緩和、裁判の公正化、官吏による民生破壊の禁止等々、法治の適正・柔軟な運用にも意を用いる。

さらに景帝は、「廉士算不必衆、有市籍不得宦、無訾又不得宦、朕甚愍之、訾算四得宦、亡令廉士久失職、貪夫長利」(同)と、官吏となれる資産条項を緩和して、廉潔の士を官界に登用せんとする。表効のほどはともかく、やはりこれも、高祖以来の賢者招来策の一環である。

景帝の治世中には、呉楚七国の大乱が勃発し、結果的にはこれが、諸侯王の勢力を抑圧して、後に皇帝権力の著しい伸長・強化をもたらす契機となった。だが、そうした重大な変化を内に含みながらも、景帝の皇帝観・統治観は、表面的には、高祖から文帝に至る漢の伝統的路線を踏襲せんとする姿勢で、依然貫かれていたのである。

四

前章までの論述に於ては、秦の皇帝観と漢の皇帝観とにそれぞれ検討を加え、両者の間に存在する本質的差異を明らかにしてきた。しからばこの問題について、これまでではどのように考えられてきたのであろうか。本章では、秦・漢の皇帝権力に関する研究史を概観しつつ、それらに対する筆者の疑問点を指摘してみたい。

従来、秦・漢の皇帝権力の性格をいかに把握すべきかは、東洋史学の領域に於ける古代史上最大の課題として、とりわけ戦後になってから、活発な論議が重ねられてきている。この問題に対し、最初の理論提起を行ったのは、西嶋定生氏である。西嶋氏は漢代の豪族を、家父長的家内奴隸所有者の同族的結合体であるとした上、高祖集団もこれと同様の内
部構造を備えていたがために、漢の皇帝は擬制的家内奴隸たる官僚群に
対し、当初より家父長的専制権力を以て君臨し得た、とする学説を提出

し、⁽¹³⁾戦後の東洋史学界に大きな衝撃を与えた。

これに対しては、高祖集団を単に家父長集団と見るのではなく、集団を内面から支える心情的人的結合関係により注目すべきである、とする増淵龍夫氏や、高祖集団は豪族に連なる家父長集団ではない、とする守屋美都雄氏、当時広汎に存在した小農民を全く無視した立論であるとする浜国重国氏など、多くの批判が投げかけられた。⁽¹⁴⁾これらの批判を承けて、西嶋氏は自ら旧説を放棄し、一転して、秦漢期の皇帝権力は、当時の主要な生産階層たる小農民に対し、皇帝が賜爵を手段に個別人身的支配を貫徹するところに成立した、とする新説を形成する。⁽¹⁵⁾この新説は、学界に再び大きな衝撃を与え、以後これへの批判を軸とする形で、多様な見解が次々に発表され、東洋史学はにわかに活況を呈することとなったのである。

まず守屋美都雄氏は、秦漢の人頭的支配は、郷里共同体に於ける擬制的家族秩序、及び家族内の家父長支配を通して実施されたのであり、国家と民の支配・服従関係は、かかる家父長原理の擬制として成立したと主張して、皇帝が小農民個々を直接に支配するとの西嶋新説を批判した。⁽¹⁶⁾

次に増淵龍夫氏は、族的秩序が解体されても、なお郷里の自律的秩序が完全に崩壊したと見るべきではないとして、専ら初県・新邑に皇帝支配実現の理念型を求めんとする西嶋新説に批判を加える。そして官僚制を支配機構とする秦漢の専制的皇帝支配も、最後は土豪勢力が形成する自律的秩序に依存していたと説き、皇帝と人民の間に豪族なる中間層を想定して、やはり個別人身支配の考え方を批判する。⁽¹⁷⁾

また宇都宮清吉氏は、西嶋説の如く皇帝の一方的支配の側面からのみ

見るのは疑問であるとし、秦漢帝国を、強権による個人身支配を目指す皇帝と、非家長的かつ自律的な郷里共同体との二極対立構造と把握する。そして、この自律的郷里社会の階層分化の中から豪族が成長し、二極構造を門閥豪族体制へと変容させていったとする⁽¹⁸⁾。

近年はこれらに加えて、本来自律的であるべき郷里共同体が、郷里社会の維持・再生産を自律的に完結し得なかつたところに、郡県制と官僚制を基盤とする秦漢帝国なる支配形式が成立したとする、谷川道雄氏の見解が提示された⁽¹⁹⁾。

さらに好並隆司氏は、皇帝支配を、遊牧的伝統を残した西方の秦に於てのみ形成可能な特殊形態と見做し、その性格を引き継いだ漢の皇帝による個人身支配も、東方諸国の伝統たる家長制的村落共同体の機能を媒介にして、はじめて成立できたとする説を提起している⁽²⁰⁾。

以上、戦後の東洋史学に於ける学説史の概略を述べた。さて、これらを通観するとき、筆者の目には甚だ奇異に映る現象が、多々存在している。まずその第一は、これら諸説中に頻出する、秦漢帝国・秦漢期の皇帝支配・古代帝国などといった術語群である。そこでの秦漢帝国・秦漢期・古代帝国といった呼称は、単なる連称ないしは総称概念としてではなく、もとより或る特定の基準から歴史を時代区分する術語として使用されている。故にかかる術語群により、秦と漢を一括する以上は、少くもその基本構造に於て、両者がほとんど同一の性格を共有していたことが、必須の大前提とならざるを得ぬであろう。事実西嶋氏は、「漢帝国の支配機構は秦帝国のそれを継承したものである」とあり、「二つの帝国が実際には別なものでありながらも、それらを同じ性格の国家として把握

することが可能で」あり、それ故に「中国最初の統一帝国を、ただ秦帝国のみに限定せず、秦漢帝国として一括して取り扱う」のであると、その理由を明示する⁽²¹⁾。そしてこうした見方は、宇都宮氏が述べる如く、⁽²²⁾「今日では、そのようなものとしての前漢帝国をそれに前行する時代、および後続する時代としての秦帝国、ならびに後漢帝国とともに、一まとめにして「古代帝国」と性格づけて呼ぶことは、かなり多くの学者の承認しているところ」となっているのである。

こうした理解の上に、前記の一括概念を使用するとすれば、当然の如く「秦漢帝国」論者は、秦の皇帝権力と漢の皇帝権力が全く同じ原理によって形成され、両者が同一の権力基盤上に立ち、同一の様式で各々の帝国を支配したことを、資料的に立証する手続きを踏まねばならぬ筈である。

しかるに、例えば西嶋新説は、皇帝支配の一般形態を説明するときには、ひたすら秦の皇帝支配の形態を用い、具体的論証を欠いたまま、漢の皇帝支配もそれを継承したと言う。また、皇帝の民に対する賜爵が、郷里共同体に於ける民間秩序を媒介に実施され、そこに専制主義と徳治主義とが同時に成立し得る場を求めるときには、専ら漢に於ける賜爵形態のみ説明し、今度はそれを、具体的論証なしに、秦もやはりそうであつたかの如く主張する。

また増淵説の場合も同様で、高祖集団に於ける、当時の広汎な社会習俗の反映たる心情的結合関係に、漢の皇帝権力の重要な形成要因を求めらるれば、等しく秦の皇帝に対しても、その皇帝権力が心情的結合関係に支えられていたことを、資料的に実証すべきであろう。そうでなければ、「その中央集権的支配は、制度としては秦漢帝国にお

いて一応完備する」などといった総括⁽²³⁾も、単なる空文に終るからである。

もう一例挙げるならば、好並説は、西方の秦にのみ遊牧的特質による小経営農民が広汎に存在し、東方諸国の如く、中間に強力な族的秩序が介在しなかったが故に、秦王だけが最初から絶対的専制権力を持ち得たと、秦の皇帝権力の形成原理を秦の地域的特殊性に求める。その上で、秦の皇帝権力は、遊牧民特有の専制主義が、東方の農村共同体を支配する二重構造の上に成立したのであり、漢の皇帝支配もこれを継承したと言う。これもやはり、安易にして不当な普遍化・一括化であって、かかる論理が成立するためには、漢の皇帝権力が秦の皇帝権力の全き継承であることを、資料的に実証する必要がある。ところがそうした論証上の手続きは、全く欠落している。

要するにこれらの諸説は、共通性の確認なしに、最初から秦と漢とを秦漢帝国として一括した上、或る者は秦のみを説明して、単に漢もそれを継承したと片づけ、或る者は漢のみを説明して、それを何らの論証もなしに秦に溯らせるといった、たまたまその論者なりに説明のついた箇所をなし崩しに前後に敷衍する方法で、秦と漢との間を身勝手に往来しているに過ぎぬのである。論証手続きを再度確認しておけば、秦の皇帝権力の形成原理(A)、権力成立後の秦の皇帝支配の原理及び形態(B)、漢の皇帝権力の形成原理(C)、権力成立後の漢の皇帝支配の原理及び形態(D)、の四項目を立て、(A)と(C)とが全く同一であり、さらに(B)と(D)も全く同一であることを立証したのちに、秦漢帝国・古代帝国などの一括概念は、はじめてその使用が妥当性を持つのである。

これとも関連して、次に筆者の目に奇異に映るのは、前記諸説が、多少の程度の差はあれ、基本的に秦と漢の皇帝権力を、ともに専制権力と

規定する点である。この場合、論者によっては、「絶対的」とか「何物にも制約されることのない」とまで形容される、皇帝の専制支配が、具体的にはいかなる内容・実質を指すのかが、まず問われねばならない。例えば最も明快にその内容を示す西嶋説は、(1)郡県制の全国的施行、(2)中央集権的官僚制、(3)全人民に対する個人的人身的支配、の三点を挙げる。増淵・宇都宮・谷川・好並各氏も、大筋ではこれとほぼ同様の視点に立つ。それでは、はたしてこれら三者は、秦と漢とを貫いて全く同質に実施されたであろうか。少しく複雑な(2)と(3)は後述するとして、ここでは最も簡明な郡県制を取り挙げてみよう。漢帝国は、実際に郡県制を全国的に施行したであろうか。すでに第二章で検討した『史記』『漢書』の記載に基づくならば、もとより答えは否である。

しかるに西嶋説は、「郡県制というものは秦漢帝国の基本的な支配体系」であると断言する。同様に増淵説もまた、「専制君主は、次第にその人頭支配的な郡県制的支配を拡大強化して行」き、「その中央集権的支配は、制度としては、秦漢帝国において一応完備する」と主張する。それでは、漢帝国の領土の三分の二以上を割いて、諸侯王・列侯を封建したあの事實は、一体どのように処理されるのであろうか。これを、呉楚七国の乱鎮定以後の状況を引き合いに出して、封国とは称しても実質的には郡県と大差はなかった、などとする姑息な説明は、もとより何の意味も持たない。何故なら、郡県制の全面的施行は、そもそも特定の時期に限定されぬ、秦漢を一貫する古代帝国の基本構造であった筈だからである。

このように観てみると、秦の皇帝支配と漢の皇帝支配とを全く同一視して、両者をともに絶対的専制権力による支配としてきた根拠自体が、

およそ怪しげなものに過ぎぬことが判明してくる。では、何故にかくまで強引な論法を押し通さんとするのであろうか。もとよりその動機は、アジアの停滞性理論を克服し、中国史を合法的に把握する一環として、古代帝国なる歴史段階の存在を主張せんとするところにある。そこで秦帝国と漢帝国とは、古代帝国なる歴史の発展段階の枠内に一括され、その必然的結果として、漢の皇帝権力は秦の皇帝権力と全く同質に、絶対的専制君主であらねばならなかったのである。戦後の「古代帝国」論は、この命題を立証すべく、まず秦の皇帝に皇帝支配の原型もしくは一般型を求めた上で、秦漢帝国とか秦漢期の皇帝権力などといった一括概念を掲げ、それによって、秦の皇帝支配の形態を、そのまま漢の皇帝支配に該当させんとした。これは、始皇帝の支配形態から、郡県制の全面施行、中央集権的官僚制、個人人的支配、の三点を抽出し、それらがそのまま漢に於ても実現していたと主張する、西嶋説の思考方法に、如実に現われている。すなわち、論究開始の前提そのものが、すでに解答を予約していたのであり、戦後の東洋史学に於て、漢の皇帝が是が非でも秦の皇帝同様の絶対的専制君主であらねばならなかった最大の理由は、ここに存在したのである。

かくして漢の皇帝は、強引に絶対的専制君主に祭り上げられたわけであるが、次いで「秦漢帝国」論者は、我が手で創り出した専制権力の強さに自分で驚き、とりわけ高祖に対して、何故にかくも強大な皇帝権力が突如出現したのであろうか、と自問しはじめた。その結果、何の下地もないところに皇帝権力が湧いてくるわけではないから、すでにその出現以前に、漢の皇帝権力を生み出すべき必然的要因が存在した筈である、と思考は展開していったのである。

秦の皇帝観と漢の皇帝観（浅野）

そこで、皇帝権力出現以前から、すでに存在したであろう各種権力が、恰好の標的として物色されることとなった。そもそも実態不明の家父長権力を、途中経過一切抜きで、そのまま皇帝権力に上昇させただけの仁井田説²⁴や、これと同じく、豪族内に於ける家父長と高祖集団内の劉邦、そして漢の皇帝とを、何らの媒介項もなしに安直に連結した西嶋旧説、要はこれに、広汎な社会習俗たる人的結合関係を漠然と同伴させただけの増淵説、遊牧的伝統や王権神授思想といったあたりもしない秦の特殊性に、皇帝出現の要因を求め、それをなし崩しに高祖に押しつける好並説等々は、いずれもそうした発想の成果に他ならない。

もっとも、西嶋新説や宇都宮・谷川両説の如く、漢の皇帝権力の祖型たるべき権力構造を探しあぐねたのか、そもそも形成原理抜きで秦の皇帝権力が、これまた何となく高祖に乗り移ったかのように処理する、極めて曖昧模稜とした論調も多い。

無論この間には、前述した、秦と漢とを一括しておきながら、身勝手にその内部を往来する御都合主義、すなわち皇帝権力形成の問題と、権力成立後の皇帝支配の性格説明の問題とを、明確に論じ分けようとせぬ錯乱が、様々に介在して、実態は先の要約よりも一層複雑に混乱しているのではあるが。

さて、これら種々の試みは、秦の皇帝権力の強さに引きずられて、漢の皇帝をも勝手に絶対的専制君主に仕立てたあげく、今度は、そのありもしない専制権力の形成要因、ないしは成立後の権力基盤を、どこかに見い出さんとするもので、自ら描いた幻覚の実体を追い求めんとする徒勞としか評しようがない。そもそも、漢の皇帝権力が最初から絶対的専制権力として成立したと思ひ込んだ上で、その漢の皇帝の専制権力は何

故に成立し、何故に専制支配を行いたか、とする問題設定自体が、根本より誤りであったとしなければならぬ。「秦漢帝国」論者は、西欧世界をモデルに組み立てられたマルクス主義唯物史観の図式を、安易に中国史に当てはめることには警戒の念を示し、中国史を中国の特殊具体的構造に即して合法的に把握することを標榜するが、それにもかかわらず、根本的には、歴史の必然的発展法則といったマルクス唯物史観の類型的観念性から、依然として免れてはいないのである。

さらにこの根本的錯誤は、皇帝権力成立の要因、ないしは皇帝支配の性格を説明する際に、常連として選択される対象に、如実に反映して、次なる錯誤を生ぜしめる。「古代帝国」論が好んで登場させるのは、きまって豪族・家族・郷里共同体・小農民といった、固定した顔ぶれである。これらの中、豪族や家族は皇帝権力へと上昇・移行する祖型として、小農民や郷里共同体は皇帝支配の対象として措置されており、豪族や家族は時に後者の側にも含められて、論者により二重の役割を担わされたりする。祖型として専ら豪族や家族が選択されるのは、なるべく支配・被支配の間隔の開きが大きい権力構造に、皇帝権力の前身を求めんとして、その内部の家長権力に注目するからである。従ってこの場合は、間隔の開きを拡大する効果を狙って、とりわけ家内奴隷の存在が強調されたりするのである。ただし、家長権力が当時それほど絶大なものであったか否かは、なお疑問の残るところであり、増淵説・宇都宮説の如く、鉅子に統率された墨家集団を以て、皇帝権力発生のモデルとする立場もでてくる。²⁶⁾一方、小農民・郷里共同体・家族・豪族などが、皇帝支配が成立する対象もしくは場として選択されるのは、末端の被支配者層と皇帝とを対極に配する操作により、両者の支配・被支配関係の格

差を際立たせんとするからである。

いずれの根底にも、秦と漢とを問わず、およそ皇帝支配である限り、それは絶対的専制支配であるとの固定観念が横たわっており、その固定観念が対象の選択範囲を強く規制しているのである。これもまた筆者の目には、実に奇妙な現象に映る。そこで使用される小農民・家族・郷里共同体の三概念は、名称こそ違え、その実質はほとんど重複する。大土地所有者としての豪族は、若干異質であるが、これもその存在の場は、郷里もしくはその周辺であり、やはり在地の農業社会に主要な生活基礎を持つ。それでは漢代の社会全体は、はたしてこれら地方の農村社会と中央の皇帝との、二極対立構造としてのみ存在したのであるうか。

皇帝对小農民、皇帝对家族、皇帝对郷里共同体、皇帝—豪族—共同体・小農民・家族など、これまで提出されてきた様々な皇帝支配の図式は、極端な対極構造から、豪族や家族内の家長、共同体の指導者層などを介在させて、ある程度の緩衝を図るものまで含めて、要するにその基本は、皇帝と末端の被支配者層とを大きく対置する、二極構造の枠組みの中にある。中間層の役割を認める云々とは言っても、所詮はこの枠内での力点移行に過ぎず、また前記の諸図式の最底辺に家内奴隷層を付け足してみても、大枠に基本的変化は生じない。

しかしながら、もとより漢代の社会は、そうした極端な二極構造や、変形二極構造で説明し切れるほど、単純な世界だったのではない。例えば、かかる単純な枠組み設定では、漢代社会を構成する諸階層中、広大な封国を領有した上、漢とは異なる曆を使用し、官吏の任命権・租税の徴収権・人民の徴発権等の大幅な支配権を掌握し、独自の軍勢力さえ構成できた諸侯王の存在は、視界から完全に消滅せざるを得ない。彼等の

存在を無視しては、漢の皇帝支配の性格を論ずることは不可能である。にもかかわらず、これまでの「古代帝国」論は、彼等の存在に触れることが、あの誤まてる大前提、漢の皇帝権力による絶対的専制支配、を立証する障害となる事態を恐れ、故意に目を覆ってきた。そうでなくては、郡県制の全国的施行が秦漢帝国の基本的支配体系であるなどとは、決して強弁できぬからである。

こうした錯誤の背景には、さらに戦後の東洋史学を支配してきた、社会経済史的方法論の弊害が、強力に作用している。例えば西嶋新説は、秦漢期の基本的生産関係は皇帝と小農民との間にあり、それはまた、皇帝が小農民を個人身支配する基本的支配関係でもある、と主張する。

生産関係はもとより重要であるが、社会全体には、それ以外の多様な関係が、幾重にも複雑に絡み合って存在する。従って、或る時代・社会の主要な生産関係と、その時代・社会の基本的支配関係を短絡させる行為は、生産関係以外の多くの要素を見落す、高価な代償を支払わねばならぬ。しかるに、戦後の東洋史学中には、戦前の無味乾燥な調べもの史学への反省と、マルクス唯物史観の影響とからか、社会経済史的に、すなわち生産関係から物を言うのでなければ、尖鋭な学問・研究とはなりがたいとする脅迫観念に囚われる風潮が、根強く存在した。こうした発想の下では、直接生産関係に関わらぬと見做された諸階層、漢代で言えば、軍事的・政治的存在としての封建諸侯王・列侯などは、最初から議論の対象範囲より除外されざるを得ない。漢代史を概説する場合には、諸侯王の強大さを記述しておきながら、こと皇帝支配の原理説明の領域に入るや、とたんに彼等の姿は消え失せてしまうのである。

これまで、戦後の東洋史学が展開してきた「秦漢帝国」論に対し、そ

秦の皇帝観と漢の皇帝観（浅野）

れが二重の錯誤の上に築かれた、虚構の論理であることを指摘してきた。それでは、漢の皇帝権力、漢の皇帝支配の性格は、どのように考えるべきであろうか。論述に先立って、漢初の社会全体を構成する主要な諸階層を、以下に列挙してみよう。

- (A) 皇帝
- (B) 諸侯王・列侯——軍事的・政治的勢力
- (C) 中央政府の官僚——政治的・軍事的勢力
- (D) 外戚——政治的・軍事的勢力
- (E) 豪族——生産関係の一部・地方の政治勢力
- (F) 郷里共同体の指導者層——地方の政治勢力
- (G) 農民——主要な生産階層
- (H) 家内奴隸——生産関係の一部

これは、もとより極めて大まかな分類図式であって、この他に郡県の官吏・封国の官吏・宦官・商人・遊俠などが存在する上、この図式内部もさらに複雑に絡み合う。

まず(B)は、或いは朝議への参加を通して、或いは列侯自ら中央政府の要職につく行為によって、(C)と重複関係を持つ。特に列侯が將軍職に任命され、反乱討伐や対匈奴戦のために政府軍を率いた場合、彼等は強力な軍事的存在へと転換する。(B)はまた、各々の封国内に於て、徴税権・徴発権・鉞山採掘権など広汎な行政権を握ることにより、生産関係の一部をも構成する。次に(C)は、丞相以下の官僚が政務を掌管する政治勢力であるとともに、大尉等は近衛軍を掌握する軍事的存在でもある。そして前述の如く、彼等の一部は列侯として、(B)と重複し合うのである。(D)は朝廷の中樞に於て、血縁による特殊な政治勢力を形成するとともに、

呂氏の例の如く、ある場合には(B)や(C)と重複関係を持つ。

(E)は、大土地経営や商工業経営、在地の政治勢力など、多様な役割を演ずるが、さらに多数の構成員や客を抱えて、潜在的軍事勢力ともなり得る場合がある。(F)は、自らも農民であることにより、生産関係の一部を成すとともに、郷里の世論形成に中心的役割を果たす点で、(E)と同様、在地の政治勢力でもある。そして(E)と(F)とは、ある部分では重複し合い、さらに賢良登用政策の主な対象層として、郡国の地方官となったり、場合によっては中央政府の機構に入り込んで、(C)の一部を構成したりもする。(G)の内部は、さらに富農から貧農までに分かれるが、いずれにせよ農業生産の主要な担い手である。と同時に、彼等の多くは小規模な商工業を営み、また民意を形成する点では、(E)(F)とともに、潜在的政治勢力でもある。さらに、身分戦士制が崩れてより久しい漢代にあっては、兵士の主たる供給源として、常に巨大な軍事的存在でもあり続ける。(H)は、生産関係の一部を構成するが、状況によっては軍事力への転化も可能であり、また(G)に上昇する可能性を有する点では、(G)の予備軍たる性格を潜在的に帯びている。もとより実際には、(G)から(H)へと移動する可能性の側が、はるかに高いのではあるが。

さて、従前の「秦漢帝国」論では、皇帝支配はいかなる階層にその権力基盤を持つか、との議論が、好んで展開されてきた。しかるにここでは、肝腎の権力基盤なる概念の定義がすこぶる曖昧なままに使用されており、皇帝がある階層に自己の権力基盤を持つとすることが、具体的にはいかなる内実を指すのか、一向に判然としない。そこで、皇帝がある階層に自己の権力基盤を持つとの思考を裏返して、皇帝に対し、ある階層が離反した場合、皇帝はその権力を保持できなくなると換言し、両者の

間にそうした関係が成立することを以て、皇帝はその階層に自己の権力基盤を持つと規定するならば、そうした曖昧さも解消し得るであろう。

それではこの方法を、前掲の諸階層に順次当てはめてみよう。まず(B)の諸侯王・列侯の大半が連合し、皇帝に対し武力反乱を起こすと仮定した場合、はたして漢の皇帝は自己の権力を維持できるであろうか。もとより軍事的勝敗は予測しがたい面を持つが、上記のような状況設定に於ては、漢の皇帝権力は、確実に存亡の危機に直面せざるを得ぬであろう。

次に(C)の中央官僚の場合は、どうであろうか。ここで呂氏の乱鎮圧の経緯を想起すると、反乱を一举に鎮圧できたのは、丞相陳平・大尉周勃・朱虚侯劉章など、政府中枢の高官達による反撃作戦が効を奏したからであり、とりわけ北軍を率いた周勃の果断な軍事行動によるところが大きいであった。仮りにこのとき、(C)がこぞって呂氏の側についたとすれば、劉氏の政権は確実に篡奪の憂き目を見たであろう。前述の如く、(C)の上層部は列侯として(B)と重なり合い、皇帝空位に際して、諸侯王の中から次の皇帝を選定・擁立したり、將軍として有事の際に大軍を率いたりする以上、彼等が皇帝権力の行方に及ぼし得る影響力は、極めて重大であったとしなければならない。

続く(D)の場合、やはり呂氏の乱を事例に挙げれば、彼等外戚によって、劉氏政権は篡奪一步手前まで追い込まれたのであるから、状況次第では、外戚もまた漢の皇帝権力の動向を左右し得る勢力としなければならない。時代は降るが、大將軍霍光は(B)(C)(D)の性格を複雑に兼有して、幼い昭帝を輔佐したり、昭帝没後に皇帝となった劉賀を廢し、改めて宣帝劉詢を立てるなど、前六八年の彼の死まで、武帝亡き後の漢の朝廷に絶大な権力を振り続けた。やはりこの事例も、皇帝権力に対する外戚の

影響力を端的に示すものであろう。

また(B)は、漢初に於ては、彼等のみで皇帝権力に直接致命的打撃を加え得るまでには、成長していない。ただし(B)が反乱を起こした場合、彼等の動向は、反乱軍の勢力消長に重大な影響を与えるし、また平時の皇帝支配に対しても、それが有効に機能し得るか否か、在地の有力者として少なからぬ影響力を行使し得る。

(F)の立場も、豪族と近似しており、(E)に準じた形での影響力を保有する。特に戦時の兵員供給に果たす役割は、沛に於ける劉邦挙兵の際に、すでに実証されたところである。

(G)の農民は、当時の主要な生産階層であるから、彼等の大半が結束して納税・労役・兵役を拒否するか、或いは没落して私権の傘下に吸収されてしまえば、もとより皇帝権力は、その経済的・軍事的基盤のほとんどを喪失する事態を避けられない。また、秦帝国や王莽政権、そして後漢帝国の末期の如く、彼等が積極的に反乱軍に身を投じ、巨大な軍事力に転換した場合も、やはり皇帝権力の保持は極めて困難となろう。

最後に(F)は、分散的に各使役者に隷属しており、当時彼等が横に連帯して皇帝権力を脅かすが如き可能性は、ほとんど存在しなかったと言える。だが彼等も、生産関係の一部を構成し、軍事力へも転化し得る以上、理論的可能性としては、皇帝権力の行方に何がしかの影響を及ぼす事態を、完全には否定しがたい性格を持つ。

このように観てくると、前掲諸階層中に、皇帝権力の維持に何らの関係をも持たぬ階層は、およそ存在せぬことが判明する。しかも、異なる階層間も時として連合・連動し得るから、各々の階層が皇帝に対して保持できる影響力は、それ単独に限定した場合よりも、実際はさらに上ま

わると見積もらなければならない。

となれば、漢の皇帝は、(B)より(H)に至る諸階層すべてに対し、各々の性格に応じた形で、相対的・限定的に権力基盤を持ち、それらの総体的均衡の上に、自己の相対的権力を維持するとしなければならぬ。そして、皇帝権力に対するそれぞれの相対的・限定的影響力は、状況の推移につれて変化していくのであり、ある特殊個別的局面に於て、その中の幾つかが絶対的・決定的要因として浮上したり、また逆に重要度を減少させて背後に退いたりする。しかも厄介なことに、将来いかなる階層が決定的要因として作用するかは、事前にはなかなか予見しがたい。故に皇帝は、その時々々の状況から、最も蓋然性の高い事態を想定し、最も重要な幾つかの階層に重点を置きつつ、なお残余の諸階層に対しても、一定の配慮を払っていく必要に迫られるのである。

とすれば、これまで「秦漢帝国」論が提出してきた、二極構造ないし変形二極構造は、多くの階層を捨象することにより、漢代の社会全体をあまりにも単純化し過ぎた結果である、と評さざるを得ない。そこで、従前の二極対立構造の枠組みを離れた立場から、漢の皇帝権力の性格を再検討しなければならぬが、この場合とりわけ注目すべきは、皇帝と諸侯王・列侯との関係である。何故なら、諸侯王・列侯は、秦帝国には全く存在せず、漢帝国にのみ存在した階層であり、秦とは異なる漢独自の皇帝支配の形態は、多く彼等封建領主との関係に由来することが予想されるからである。そこで次章に於て、改めて皇帝支配と封建制との関係について、考察を加えてみよう。

高祖が封建した諸侯王は、燕・代・斉・趙・梁・楚・呉・淮陽・淮南・長沙の十王国であったが、皇帝の直轄地十五郡に対し、例えば斉は六郡七十三県、代は三郡五十三県、楚は三郡三十六県を領有し、まさしく、「藩国の大なる者は、州に夸がり郡を兼ね、城を連ぬること数十、宮室・百官は制を京師と同じうす。枉がれるを矯して其の正に過ぐと謂う可き」（『漢書』諸侯王表）有様であった。また列侯の侯国は、多く一県に過ぎず、領土自体としては、皇帝に直接脅威を与えるほどのものではないが、彼等が中央政府の高官となり、政治・軍事の要職を占めた場合、その実力はやはり恐るべきものであった。

諸侯王・列侯が、漢の皇帝権力に託つていかに恐るべき存在であったかは、次の資料が如実に物語る。

四月甲辰、高祖崩長樂宮、四日不發喪、呂后與審食其謀曰、諸將與帝爲編戶民、今北面爲臣、此常怏怏、今乃事小主、非盡族是、天下不安、人或聞之、語酈將軍、酈將軍往見審食其曰、吾聞帝已崩、四日不發喪、欲誅諸將、誠如此、天下危矣、陳平灌嬰將十萬守滎陽、樊噲周勃將二十萬定燕代、此聞帝崩、諸將皆誅、必連兵還鄉、以攻關中、大臣内叛、諸侯外反、亡可翹足而待也、審食其入言之、乃以丁未發喪、大赦天下（『史記』高祖本紀）

高祖が没するや、呂后は、若年の恵帝では到底諸侯王や漢の重臣達を制御できず、このままでは帝国の維持がおぼつかぬとの恐怖心に襲われる。そこで彼女は審食其とともに、劉邦の死を秘匿したまま、先制攻撃をかけて、建国以来の諸將をことごとく誅滅せんと図る。しかしこの企てを伝え聞いた酈商が、もし將軍達がその計画を知れば、各地に駐屯する彼等が領国で戦備を整え、麾下の大軍を率いて関中に殺到するのは必

至であり、「大臣内に叛き、諸侯外に反かば、亡ぶるは足を翹あげて待つ可きなり」と指摘するに及び、呂后はこの計画を取り止める。すなわち、呂后にかかる陰謀を抱かせた原因は、漢の重臣たる列侯の恐るべき実力であり、彼女にその計画を撤回させたのも、やはり確実に漢を滅亡させるであろう、諸侯王・列侯の強大さだったのである。

かかる諸侯王の強大さと、彼等の相い次ぐ反乱に苦しみ続けた劉邦は、かつての高祖集団の最高幹部を招集し、「劉氏に非ずして王たる者は、天下共に之を撃て」（『史記』呂太后本紀）との盟約を交す。かくして、異姓の諸侯王が反乱によって次々と消滅したのち、長沙王呉芮以外はすべて同姓の諸侯王に切り換えられていく。だが、中央より様々な規制を加えられていたにもかかわらず、皇帝に対しほとんど独立国家の観を呈して対峙する王国の性格は、血縁関係の導入後も、依然として維持される。景帝の初年に勃発した呉楚七国の大乱は、その端的な証明である。諸侯王の強大さを憂慮した晁錯は、王国の領土削減を建策する。その裁可を知った呉楚七国の諸王は、ただちに連合し、大軍を関中に向けて進撃させる。当時、世評の大半は反乱軍側の勝利を予測し、ために皇帝側の將軍は、豪商よりの戦費調達に苦しむ始末であった。そこで皇帝側は、進言者たる晁錯を斬つて七国に謝罪し、辛うじて彼等の鋭鋒を回避する処置を余儀なくされたのである。

かくして高祖から景帝の時代まで、諸侯王は、異姓たると同姓たるとを問わず、独自の軍事力を構成し得る強大な勢力として、漢の皇帝権力を陰に陽に掣肘し続けた。そもそも、諸王国に対する漢王国の君主として出発した原型を、歴代皇帝は永く引きずって行かざるを得なかったのである。ふり返れば、劉邦を死に至らしめたのは、英布の反乱軍の一兵

士が放った流れ矢であった。まさしく高祖の死は、そうした漢の皇帝權力の原型を象徴するものであったと言えよう。

このように、漢の皇帝權力は王国の強大さに手を焼きつつも、決して封建制自体を廃止し、帝国全土に郡県制を施行しようとはしない。その原因は二つ考えられる。第一は、少くも景帝による呉楚七国の乱平定以前に於ては、それが現実的に不可能であった点が挙げられる。この時期、仮りに皇帝が、封建制の全面的廃止、諸侯王・列侯の領土没収、帝国全土の郡県化を宣言したりすれば、彼等が一斉に皇帝に叛旗を翻し、漢の皇帝權力が存亡の危機に追い込まれることは、必至だったからである。

原因の第二は、上述の如く、封建制の施行が、そもそも高祖集団の形成原理であり、漢帝国の国家原理であったところに存在する。劉邦を皇帝に推戴する際の諸侯王の上奏と劉邦の応答、皇帝權力の正当性の論拠を提示した、死去前年の高祖の詔、「高皇帝臣飭天下、諸有功者皆受分地爲列侯、萬民大安、莫不受休德、朕思念至於久遠而功名不著、亡以尊大誼施後世、今欲差次列侯功以定朝位、臧于高廟、世世勿絶、嗣子襲其功位、其與列侯議定奏之」(『漢書』高后紀)とする、呂后親政開始後の詔、太子建立に関する文帝の詔等々、漢の歴代皇帝が重要な節目ごとに、改めて漢の国家原理と皇帝權力の性格とを公的に確認し宣言する場合、常にその中心を成したのは、封建制の施行を大前提に組み立てられた論理であった。「劉氏に非ずして王たる者は、天下共に之を撃て」との盟約も、封建諸侯王の存在を容認した上での方針であり、しかもこれは、劉邦とかつての高祖集団の最高幹部達との間でだけ、白馬を屠って血盟する形で交された、言わば内部規約であって、天下全体に詔として

発せられた公的宣言ではない。漢の皇帝は、公的場に於ては、どこまでも有功者・賢者を含む封建制こそが、易ることなき漢の国家原理である、との建前を崩すわけにはいかなかったのである。²⁸⁾

しかも封建制なる漢の国家原理・国家体制は、皇帝支配の貫徹を中間で阻み、皇帝權力を脅かす一面を持ちながらも、また一方では、皇帝權力の保全を擁護する側面をも併せ持つ。呂氏一族が劉氏の政權を篡奪せんと企てた際、斉の哀王は、いまだ中央の指令がないとして発兵に抵抗した丞相召平を斬つて、独断で挙兵し、偽って琅邪王の兵力をも糾合した上で、長安目指して進撃する。中央政府より斉王の軍を阻止するよう命ぜられた將軍灌嬰は、それが帝位篡奪に手を貸す結果になると判断して、滎陽に留つて東進せず、かえつて斉王や他の諸侯王と陳平・周勃等の連繫を策し、内外呼応して呂氏を滅さんとの約束を取りつける。その後、周勃等による反乱鎮圧の報に接し、斉王は軍を領国へと引き返す。すなわち、独自の軍事行動を起こし得る諸侯王を各地に分封しておく措置は、政權の中枢内で帝位を奪取せんとする行為に対し、地方の王国からそれを強力に抑止する機能を持つのである。

かかる封建制の機能は、文帝迎立の一件に関する、代の中尉宋昌の発言にも、明快に指摘されている。

夫秦失其政、豪傑並起、人人自以爲得之者以萬數、然卒踐天子位者、劉氏也、天下絕望、一矣、高帝王子弟、地大牙相制、所謂盤石之宗也、天下服其疆、二矣、漢興、除秦煩苛、約法令、施德惠、人人自安難動搖、三矣、(中略)今大臣雖欲爲變、百姓弗爲使、其黨寧能專一邪、內有朱虛東牟之親、外畏吳楚淮南琅邪齊代之疆、方今高帝子獨淮南王與大王、大王又長、賢聖仁孝、聞於天下、故大臣因天

下之心而欲迎立大王、大王勿疑也（『漢書』文帝紀）

呂氏の乱鎮圧後、漢の重臣達は協議の上、斉王襄・淮南王長など数名の候補者の中から、代王恒を皇帝に迎立せんとする。しかし代王の群臣は、劉氏の政権を覆さんとする重臣達の陰謀ではないかと疑い、主君の長安行きに反対する。前に掲げたのは、彼等の疑念を封せんとする宋昌の進言である。

この中で彼は、長安の重臣達が政権奪取を實行しがたい理由を三点挙げるが、その二番目の理由に挙げられるのは、封建制の持つ抑止力である。「高帝は子弟を王とし、地は犬牙相食い制す」るために、「天下は其の疆に服し」ており、「内に朱虚・東牟の親有りて、外に呉・楚・淮南・琅邪・斉・代の疆を畏れ」ねばならぬが故に、いかに軍事に習熟し詐謀に長けた重臣達といえども、帝位篡奪が単に政権中枢内でのみ完遂不可能なことは、もとより深く自覚するところである、と言っているのである。これは、前の斉王の軍事行動と併せて、同姓の諸侯王・列侯の存在が、皇帝権力保全の機能を持つことを証明する。この点は、全土を郡県化したため、趙高や胡亥など僅か数名の陰謀によって、いとも容易に帝位篡奪が実行された「亡秦孤立の敗」（『漢書』諸侯王表）と対比すれば、より鮮明となるろう。

もとより、呉楚七国の乱の如く、たとえ同姓の諸侯王であっても、皇帝と利害が尖鋭に対立した場合には、結束して皇帝に反乱を起こすわけで、皇帝にとって封建諸王国は、長短二面性を併せ持つ、はなはだ複雑にして厄介な存在であり続ける。従って、皇帝権力が政権中枢で安定している状況下では、諸侯王による帝位擁護機能への依存度が減少し、逆に皇帝支配を阻害する性格が前面に押し込まれてくるのは、当然の事態

である。だが漢の皇帝権力は、呉楚七国の大乱を鎮圧し、諸侯王に対し圧倒的優位に立った景帝・武帝以降に於ても、決して反乱根絶を大義名分に、封建制の撤廃と全土の郡県化を断行したりはしない。よしんば、王国統治の権限を皇帝側に取り上げ、封国を細分化して、実質的にはほとんど食邑化しても、封建制施行の名目だけは、あくまで維持し続けんとする。それは、封建制こそが漢の国家原理である以上、この公的原理の廢絶が、秦を否定対象として成立した漢の独自性を抹消し、ただちに漢が漢でなくなることを意味したからに他ならない。

これまで述べたように、漢の皇帝支配の性格を考える場合、封建諸侯王との関係は、決して除外すべからざる重大な前提条件となる。そこで、この要素を念頭に置きつつ、漢に於て人頭的支配と封建制とがいかなる関係にあったのかを、以下再考してみよう。

西嶋氏は、氏族共同体の解体によって小農民が広汎に析出され、その結果、自律性を喪失した農民個々を、君主が直接に支配する形式が成立したとする。西嶋氏はこの支配形式を個人身的支配と名づけた上、個人身的支配は、初県の設置を契機に、郡県制による支配と表裏一体のものとして成立したとする²⁹。すなわち西嶋氏は、個人身的支配と郡県制的支配とを、密接不可分の関係として捉えるのである。かかる理解に立てば、一方で皇帝が人民すべてを個人身的に支配しながら、他方で封建制を施行する事態は、理論的に成立しがたいこととなる。そこで西嶋氏は、秦漢帝国の形成を封建から郡県への移行と解し、名目は封国でも実質は郡県と同一であるなどと述べて、漢に於ける封国の存在意義を努めて過少に評価せんとする。しかし、こうした思惟には、実は重大な

錯誤が含まれている。

西嶋氏も自ら認める如く、中国の封建制は、中世ヨーロッパの封建制（フューダリズム）と同一ではない。そうであれば、主体を限定せぬ支配形式自体としての人頭的支配と、中国的封建制とは、そもそも相互に排除し合う二律背反的關係にはないと考えるべきである。故に、所謂個人身的支配と郡県制的支配とを、唯一の必然的結合と見做す必要は、最初から存在していないとしなければならぬ。

蕭何が、「秦の丞相・御史の律令・凶書を収めて、之を臧し」（『漢書』蕭何曹參伝）、ために劉邦が「具さに天下の阨塞、戸口の多少、彊弱の処、民の疾苦する所を知り」（同）得た以上、たしかに高祖は、秦帝国による郡県制的支配の具体的技術・情報を掌中に収めたわけである。従って高祖が功臣を封建する際にも、封国の選定や配置は、当然彼が掌握していた秦の律令・凶書に基づいて実施されたであろうから、その意味では漢の封建制も、根底では秦の郡県制的支配の遺産に依拠しつつ、その土台の上に成立したと称することは可能である。ただし、高祖が秦の郡県制的支配の技術・情報を取得・継承したことは、彼が一方で諸侯王・列侯を封建する行為と、ただちに理論的に矛盾・衝突するものではない。何故なら、人頭的支配とは、あくまで氏族共同体を単位とする間接的支配に對置さるべき、人民に對する支配形式であつて、上層の政治体制たる封建制とは次元を異にする性格を持ち、人頭的支配形式の上部に、なお中国的封建制を施行し、両者を併用する行為を何ら妨げないからである。

たとえ周王朝の封建制が、族長を通じて氏族共同体の構成員を間接的に支配する形態であつたとしても、それは周代の時代的特色であり、それが中国的封建制の通時的原理ではない。とすれば、すでに人頭的支配

が実施されている地域を、諸侯王・列侯に分与する行為が充分に可能なのであつて、やはりこの点でも、人頭的支配形式それ自体と封建制の施行とは、理論的な二律背反關係にはないと考えるべきであろう。

また封国を分与される諸侯王の側にしても、王国の丞相・内史・中尉などが、王国内の郡の長吏よりも上位にある限り、領国内が族長を通じての間接的支配しかできぬ段階にあるよりは、自己が人民すべてを直接に支配できる状態にある方が望ましいのは当然で、さらにこの点からも、両者は原理的に併用不可能な矛盾關係を構成したりはしないのである。

ただし、人頭的支配なる形式を、皇帝一人が帝国内の全人民を直轄支配する郡県制的支配と、完全に同一視する場合には、もとより両者の併用は理論上全く不可能となる。西嶋氏はこの立場に固執するため、封建制の存在を率直に容認しがたいわけである。しかしながら、西嶋説の如く、人頭的支配の主体を皇帝ただ一人に極限し、人頭的支配をただちに郡県制的支配へと短絡させる必要は存在しない。何故なら、郡県制的支配と人頭的支配の貫徹により、皇帝一人が全人民を直接に支配する形式とは、氏自身も認める如く、あくまでも皇帝側の支配理念に止まるのであつて、漢代を一貫してそれが実際に具現していなければならぬ必然性は、どこにも存在しないからである。

秦の皇帝支配の形態を自らも引き継がんとする、皇帝側の理念は理念として、漢の皇帝は、漢の皇帝権力形成に由来する独自の歴史的条件を背負つており、その支配理念とは相い反する統治原理、すなわち封建制を現実に標榜・施行せざるを得なかつたのである。そもそも西嶋説は、氏族制的支配に對置さるべき人頭的支配をそのまま郡県制的支配と同一

視したり、皇帝側の支配理念のみを漢の唯一の国家原理と即断したり、それが恰も通時的に実現していたかの如く理解せんとしたところに、根本的な錯誤を内在させていたのである。

以上の諸点を踏まえた上で、西嶋氏の説く個人身身的支配に對し、さらに別の角度から検討を加えてみよう。君主の人民に對する支配形態には、大別して、収奪・禁止・拘束と恩恵付与との二方向、黄老道流に言えれば刑と徳との二方向が存在する。個人身身的支配なる概念は、そもそも賦役を人民各個に割り当てる支配方式、すなわち前者の方向性より発想されている。にもかかわらず西嶋説は、個人身身的支配の具体的形態を説明する場合には、専ら皇帝による人民への賜爵、つまり後者の方向性を用いる。もとより前記二方向は、背後で接続する一面を持ち、賜爵の場合も、保有する爵の級数に應じ、刑罰の適用が緩和されたりする以上、前者の方向性とも連繋はする。それにしても、皇帝の全人民に對する個人身身的支配を説くにあたり、専ら恩恵付与なる後者の方向性に依拠するのは、支配の説明の仕方としては、いかにも根拠が薄弱である。支配の本質を最も如実に示すのは、やはり収奪・禁止・拘束といった前者の方向性であろう。しかれば、この方向性による皇帝支配の性格、とりわけ封国内の人民に對する皇帝支配の性格は、いかに理解し得るであろうか。

この問題を考える場合、まず皇帝支配への最大の抵抗たる、諸侯王の武力反乱を事例に挙げるならば、問題の本質が尖鋭に浮かび上るのである。漢初の諸侯王は、王国内に於て、中央より任命・派遣される丞相一人を除き、他の官僚すべての任命権を自己の手中に握っている。また人民に對する徵稅權・徵發權、鉞山の採掘權等々、広汎な権力をも掌握し

ている。それ故に、一たび諸侯王が反乱を決意したならば、丞相を斬つた上で、武器庫を開き、徵兵した人民を武装させて、独自の軍事力を構成することが可能となる。かかる事態が発生した時点では、その王国は中央の官僚制度より完全に離脱し、皇帝の支配力は王国内に何ら貫徹せぬ結果を生ずる。そして、諸侯王が自ら任命した王国内の官僚組織は、自分達の主君の手足として、反乱遂行のためにその機能を發揮するのである。西嶋氏は、秦漢期の皇帝支配の要件として、官僚制による中央集権的支配を挙げるが、前記の如き仕組みでは、官僚制それ自体は、諸侯王が封国内を強力に支配し、反乱軍を構成する手段にも、容易に転換し得る。従つて、呉楚七国の乱鎮圧ののち、景帝が王国の上級官僚任命権を諸侯王より剝奪する以前にあつては、官僚制自体は、必ずしも皇帝一人による全人民の直接支配にのみ結びつくわけではないのである。

かかる事情は、反乱に關する以下の資料にも窺うことができる。

・ 詔曰、濟北王背徳反上、誅誤吏民、爲大逆、濟北吏民、兵未至先自定、及以軍城邑降者、皆赦之、復官爵、與王興居去來者、亦赦之、八月、虜濟北王興居、自殺、赦諸與興居反者（『漢書』文帝紀）

・ 詔曰、乃者呉王濞等爲逆、起兵相脅、誅誤吏民、吏民不得已、今濞等已滅、吏民當坐濞等及逋逃亡軍者、皆赦之（『漢書』景帝紀）

濟北王が文帝に反逆した場合も、呉楚七国が景帝に反逆した場合も、皇帝側は反乱軍を構成した官吏・人民に對して、首謀者たる王一人が「いっかわ註りて吏民を誤まらせ」たと見做す態度を取る。そこで、秦の場合とは違つて、反乱失敗後もなお積極的に抵抗し続ける者を除いては、投降した反乱軍の兵士に對し、「皆之を赦せ」と、極めて寛大な処置を以て臨む。もとより、反乱軍に對するこうした皇帝側の論理には、嚴重な処罰が

かえって反乱側を結束させるとの計算に基づく文飾が含まれている。従って、単に王一人が謀反を企て、吏民すべてが王に偽られて従軍したとは考えられず、当然反乱軍中には、自らの意志で積極的に参加した分子と、動員されて消極的に従った分子とが混在したであろう。それにしても、諸侯王が配下の官僚組織を動かして、現に反乱軍を構成し得たこと自体は事実であって、その時点では、王国内の吏民に対する皇帝の支配力は、全く喪われていたわけである。だからこそ、皇帝の直接的支配下でありながら、敢えて皇帝に反逆したのではなく、単に直属の支配者たる王の命令に従い、「己むを得ず」従軍したまでであると見做して、彼等を赦免する論理が可能となるのである。

こう観てくると、収奪・禁止・拘束といった前者の方向性に関し、皇帝の王国内の官僚・人民に対する支配は、かなり限定されたものに過ぎず、丞相一人を介した間接的支配の側面が、多分に含まれていたとしなければならぬ。事例に挙げたのは、反乱といった一種極端な状況であるが、それも元を正せば、官吏の任命権、人民に対する徴税・徴発権などを制度的に諸侯王に委ねる、王国の平常の存在形態そのものに帰着するのである。

とすれば、漢代を通して皇帝の全人民に対する個人身的支配が実現していたとする西嶋説の根拠は、かなり怪しくなってくる。そこで、西嶋氏が個人身的支配の関鍵として強調する、皇帝による人民個々への賜爵も、こうした観点から、その性格を考え直してみる必要がある。ここで、前掲の代国の中尉宋昌の発言を、再び取り挙げてみよう。宋昌は、諸侯王や重臣達が反乱を成功させたい理由として、「漢興るや、秦の煩苛を除き、法令を約にし、徳恵を施し、人人自ら安んじて動揺し

難し。（中略）今、大臣は変を為さんと欲すと雖も、百姓は使と為らず。

其の党寧んぞ能く専一ならんや」との状況を指摘する。建国以来、漢の皇帝は、秦の苛酷な統治方法を廃し、秦の過剰な法令を除去して、寛大・柔軟な統治に努め、人民に徳恵を施し続けてきたので、人民の側には進んで変事待ち望む窮迫した事情がなく、たとえ大臣達が謀反を図っても、封国の人民は彼等の意のままに積極的に反乱に加担したりはせず、ために彼等は反乱勢力内部を強固に結束させがたい、と言うのである。すなわちこれは、柔軟な法治、租税の軽減、賜爵などといった皇帝による恩徳の付与が、諸侯王・列侯の領国支配権の障壁を乗り越えて、直接封国内の人民個々に及ぶため、人民は皇帝に対し直接に恩義を感じる側面があり、それが反乱に際して、直属の君主たる諸侯王・列侯と人民との間を分断する効果を發揮する点を、鋭く衝いた発言に他ならない。

すでに第二章・第三章で述べた如く、漢の皇帝は、諸侯王・列侯が封国内の人民より過大に税を徴収し、それを皇帝への貢として献上する行為に対し、強い警戒心を抱き、度々貢を受け取らぬ方針を表明する。もしこれとは逆に、諸侯の献貢を無制限に受納したりすれば、人民より直接に徴税するのは、封国内の徴税権や官僚組織を握る諸侯王・列侯であるとしても、結局のところ苛斂誅求に対する怨嗟の情は、最終的にそれを吸い上げる皇帝に向けられざるを得ない。諸侯王が内に叛意を秘め、それが皇帝の意向であるかに偽装し宣伝したりすれば、皇帝に対する反感・憎悪はさらに助長されるであろう。従って、ことさらに貢納を拒絶してみせんとする皇帝側の姿勢には、それによって王国内が王権の下に一致結束する事態を未然に防止し、皇帝による直接的な恩徳付与を介入させて、諸侯王と人民とを分断する狙いが込められていたと見なければ

ならない。

上述の如く、続発する反乱を鎮圧したのち、皇帝側が諸侯王と人民とを分離する論理を用いて、反乱軍に参加した吏民に常に寛容な処置を取り続けたのも、やはり同様の意図に基づくものである。

このように観てくると、皇帝の人民に対する賜爵も、これらと共通の性格を持つ施策と考えることができよう。商鞅が定めた戦国秦の爵制は、厚賞嚴罰により富国強兵なる国家目的へ人民を誘導せんとする意図に基づいており、故に賜爵の対象は、軍功や納粟など、その国家目的に適合する特定の行動結果にのみ限定される。すなわち、「今、国は爵を立つるも民は之を羞じ、刑を設くるも民之を樂しむは、此れ蓋し法律の患いなり」（『商君書』算地篇）と説かれる如く、明らかにそれは、人民を思うがままに駆り立てんがための誘導技術の一環であり、「賞は厚くして信にし、民をして之を利とせ使むるに如くは莫し」（『韓非子』五蠹篇）とする法術思想の所産であった。「賞は功無きに加えず」（『韓非子』姦劫弑臣篇）と主張する法術思想を支配理念とした、秦の始皇帝による民への賜爵も、当然こうした性格を承継し、爵は、「是歳、賜爵一級、治馳道」（『始皇卜之、卦得游徙吉、遷北家榆中三萬家、拜爵一級』（『史記』秦始皇本紀）と、労役従事や強制移住といった特定の行為に対する恩賞として与えられている。民への賜爵がこうした形態でのみ実施されるならば、たしかにそれは皇帝権力の強大さを示すものであり、皇帝の全人民に対する専制支配が貫徹していた証左と見做し得る。

ところがこれに反し、漢の皇帝による民への賜爵は、皇帝即位や立太子等々の国家的慶事に際し、編戸の良民すべてに均等に爵一級を配布する、特異な方式が併用されている。当然この場合は、法術思想に基づく

秦の爵制とは異なり、爵と引き換えるべき特定の行動結果は、最初から一切問われぬまま、爵は単に皇帝の人民全体に対する一般的恩徳としてのみ与えられる。従って、漢の皇帝が賜爵に対し、人民を意のままに使用する直接的機能を込めることは、もとより不可能である。漢の皇帝が賜爵に期待し得るのは、受爵により礼的地位の向上を得たり、刑の適用緩和の資格を得たりした人民が、皇帝に精神的恩義を感得し、引いては爵制の背後に在る漢の国家体制の存続を肯定するといった、間接的效果に止まるのである。とすれば、漢の皇帝による民への賜爵は、たしかに支配の一形態ではあるとしても、それは収奪・禁止・拘束といった支配の方向性に関し、皇帝の支配権が王国・侯国内の人民に限定的にしか及ばぬ事態を、恩恵付与の方向性から補う意義を持っていたと見なければならぬ。つまり、漢の皇帝による特異な賜爵形態は、皇帝による専制支配実現の証しではなく、逆に漢の皇帝権力・皇帝支配の相対的弱さをこそ示すものである。

西嶋氏は、秦漢帝国に於ては、皇帝の人民一般に対する賜爵が、郷里共同体に於ける民間秩序を媒介に実施され、そこに専制的皇帝権力による個別人身的支配と、一見それと相い反するかの徳治主義とが、矛盾なく成立していたと説く。もしそうであれば、当然西嶋氏は、皇帝の民に対する賜爵形態が、秦と漢とを貫いて全く同一であったことを実証しなければならぬ。しかるに、西嶋説が秦帝国に於ける賜爵の実例として挙げるのは、『史記』秦始皇本紀・始皇二十七年の記事中に見える僅か一例に過ぎない³¹。しかも、「是歳、賜爵一級、治馳道」との前後関係からして、このときの賜爵は、天下の人民全体に無条件に配られたのではなく、馳道建設の労役に動員した民に対象が限定されていたと考えるべき

である。『史記』六国年表の始皇二十八年の条には、「賜戸三十爵一級」とあり、本紀と年表には一年のくい違いがあるから、これも同一の事柄に対する記録と見られる。西嶋氏はこの「三十」二字を衍字とし、このとき爵一級は、何らの限定条件なしに各戸すべてに均等に賜与されたと解釈する。だが「三十」二字を、根拠もなしに衍字として削除すべきではなからう。六国年表がとりたてて「戸三十」と記すことと、本紀の「治馳道」とを併せ考えるならば、この年、馳道建設のために各地で大量の民が労役に駆り出され、それに対する行賞として、三十戸を一単位に各統率者に爵一級ずつが与えられたと解するのが、最も妥当であろう。さすれば、西嶋氏が挙げるのは、このただ一例のみであるから、秦帝国に於ても、漢帝国と同様に人民一般への広汎な賜爵が実施されたとする根拠は、全く喪われてしまう。

前述したように、功無き者に賞を与えるなどするのは、そもそも法術思想の鉄則であつて、商鞅・韓非系統の法術思想を帝国統治の指針とした始皇帝が、何らの交換条件もなしに、天下の民全体に爵を配布したなどとは、到底考えることができない。『史記』秦始皇本紀中には、前述の事例を含め、民への賜爵の記事は、僅かに二例しか存在しないが、残りの一例も、始皇帝の卜占による強制移住に応じた行為への行賞であつて、やはり法術的な賜爵である。二世皇帝即位といった国家的慶事に際しても、民への賜爵が行われたとの記載が一切見出せぬことなどを考慮すれば、秦に於ては、漢のような民への賜爵形態は、最初から全く存在しなかつたと結論づけることができる。

かくの如く、秦と漢とでは民への賜爵形態が全く異なっている以上、人民一般への広汎な賜爵が、秦と漢とを通じて同じ形態で行われたこと

秦の皇帝観と漢の皇帝観（浅野）

を唯一の根拠に、秦漢帝国に於て皇帝の全人民に対する個人身的支配が実現していたと主張する西嶋説は、その論拠のほとんどすべてを喪失したこととなる。

この賜爵の性格をめぐる問題は、秦の皇帝支配とは異なる、漢独自の皇帝支配のさまざまな特色を包括的に考察するならば、その本来的意義がより鮮明となる。秦の苛法の除去、法治の柔軟な運用、田租の減免、奢侈への自戒、民生安定への慎重な配慮、尚賢主義による賢者の登用、反乱軍の降卒への寛大な処置、人民への広汎な賜爵、天譴思想や受命思想の導入による自然法への服従等々は、秦帝国には全く存在しなかつた、漢帝国独自の特色である。そしてこれらの施策は、上述の如く、封国内の人民に対する皇帝支配の限界性を、恩徳付与の方向性より補つたり、皇帝の天子的側面を前面に押し出して、皇帝には天下の万民を父母として養治すべき責務が上帝より課されていることを理論化したりするもので、いずれも諸侯王・列侯の封国統治権の障壁を乗り越えて、皇帝と人民とを直接に結びつけ、封建領主と領民との間を分断せんとする共通の性格を帯びている。すなわち、皇帝支配の諸形態に関する両者の顕著な差異は、帝国全土を誰れ憚ることなく郡県化できた秦の皇帝権力と、支配理念とは別に封建制を施行し、常に王国・侯国の存在を睨みつつ統治せざるを得なかつた、漢の皇帝権力との、本質的差異に由来したのである。

これまで種々の角度から、漢代を通じて皇帝の全人民に対する個人身的支配が実現していたとは、到底考えられぬことを論じてきたが、これと関連して、西嶋氏の使用する個人身的支配なる概念に対しても、若干の私見を補足しておきたい。

西嶋氏が説く個人身身的支配なる概念は、専制君主の支配形態を示す術語であるにもかかわらず、それが専ら賜爵といった恩徳付与の方向性でのみ説明されるなど、その実質はすこぶる漠然としたままに終始する。このように、具体的内容を曖昧にさせたまま、一方で何物にも制約されることなき絶対的皇帝権力による専制支配が強調されるとき、個人身身的支配なる術語は、恰も皇帝一人が全人民の身柄をまるごと支配していたかの如き、強烈な印象を与える。だがこうした支配は、完全な牢獄国家・兵営国家でもない限りは、到底実行が不可能である。もとより西嶋氏も、そこまでの強い意味で使用してはなからうが、であれば、前記の如き紛らわしい印象を与えかねぬ個人身身的支配なる概念を用いずに、やはり人頭的支配といった表現に止めるのが、穏当なところであろう。

さてこの人頭的支配とは、口算・口賦・田租・力役・兵役などを人民各個に割り当て、君主が必要とする物資や人員を、人民より直接的に抽出する支配方式である。当然この支配形式は、物資・人員の出身・出身を問わぬ齊民制を前提とする。この齊民制は、族的秩序などさまざまな中間組織の障壁を突破して、支配が末端の人民各個に直接到達する点では、たしかに君主権力の強さを示すものである。だがその反面、社会的実態を異にする多様な集団に対し、その性格的差異を識別した上で、それぞれの特性に応じた包括的支配を行えぬ点では、齊民制は支配技術としての未熟・不備をも意味する。例えば漢代にあって、皇帝側が、その時々必要とする物資・人員を調達できさえすれば、それらを抽出した母胎に対し、それ以上の支配・干渉を行わぬとなれば、それは社会的実態の複雑な差異を無視して、一律に収奪できるとの効率性を発揮する反

面、皇帝側が格別注視しようとする領域での私的活動には、規制・支配の手が及ばぬことを意味するのである。故に齊民制を建前とする人頭的支配の下では、買売・雇傭・仮作などの私的契約関係や、商工業経営・大土地経営などの私的生産活動は、半ば放任されたまま支配の網の目から大量にこぼれ落ちる結果を生ずる。そこで豪族が、いかに多数の遊俠や家内奴隷を抱え、広大な田地を兼併し、商工業により莫大な利潤を上げようと、彼等が編戸の民としての規定の義務さえ果たすならば、残余の社会的実力には、それ以上の規制・干渉を受けずに済むわけである。これが、社会に於ける貧富の差を拡大し、自営農民の没落と豪族の勢力伸長をもたらす方向に作用することは、論を俟たない。この点にこそ、現実存在する社会的実勢を無視する齊民制・人頭的支配の限界があったとしなければならない。もとより、豪族を強制移住させたり、酷吏によって弾圧するなどの強行手段が取られるが、それは顕在化し過ぎた現象に対する、臨時的・個別的な処置に止まるものであって、あくまで齊民制の原則を維持しようとする限りは、根本的・恒常的な解決策とはなり得ない。

漢の皇帝権力が、齊民制・人頭的支配といった強力な支配形式を取ったかに見えるにもかかわらず、ついに豪族の成長を阻止できずに、やがて彼等によって、齊民制・人頭的支配の基盤そのものまでをも掘り崩されて行く原因の一つは、この齊民制・人頭的支配が持つ強弱二面性の中に潜んでいたと言える。従って、齊民制を前提とする人頭的支配が実施された一事を以て、ただちに専制的皇帝権力の全人民に対する、所謂個人身身的支配が実現していたとは、即断できぬのである。そのように考えたのでは、かくまで強大な皇帝支配の下、何故に豪族が成長し続けら

れたのか、有効な説明を加えることが困難となろう。

以上、西嶋説を中心に従来の秦漢帝国論を批判してきたが、ここで秦帝国と漢帝国との差異について、改めて筆者の考えを要約しておきたい。

秦帝国は、帝国全土を郡県化し、完全な郡県制支配を実施した。それは同時に、中央集権的官僚制と人頭的支配とを必須の要件としており、これら三者が秦の皇帝支配の基本形態であることは、これまで指摘されてきた通りである。これを秦帝国の支配原理とすれば、上述の如く、蕭何が秦の帝国統治の基本資料を搬出し、高祖がそれを掌握したことによって、さらには劉邦自身が秦の支配を直接体験したことによって、秦の支配原理は、そのための具体的技術や情報とともに、漢の皇帝に継承されたと考えることが可能である。

しかしながら高祖が、この秦帝国より承継した支配原理にのみ基づいて、漢帝国を支配できたと即断するならば、それは誤りである。そもそも高祖集団は、秦帝国打倒後の封建制復活を、すなわち有功者の封建を根本原理として形成された軍事集団であった。⁽³³⁾この高祖集団の形成原理は、彼等が秦を滅すに及び、必然的に漢の建国原理、引いては国家原理へと移行・上昇する。かくして漢の皇帝は、秦より継承した支配原理と、漢独自の国家原理とを、二重に抱えることとなった。

この二つの原理中、皇帝側は、当然前者の原理を推進して、安定した皇帝支配を実現せんと意図する。換言すれば、前者は皇帝側の一貫した支配理念と規定し得る。ところがその一方では、後者の封建制もまた、漢帝国の変らざる国家原理であり続ける。しかも、漢帝国が秦帝国の在り方を否定する時代精神に乗り、そこに自己の存在意義を主張して成立

した国家である以上、公的国家原理の地位を占め得るのは、常に後者の側であって、前者は皇帝側の秘めたる支配理念として、あからさまには公言しがたい性格を残す。すなわち漢の皇帝は、内に秦より継承した支配理念を抱きつつ、公的には秦を非難して、封建制尊重の建前を標榜し続けねばならぬ宿命を負ったのである。

そもそも漢帝国は、劉邦の皇帝即位が封建諸侯王の地位保全と引き換えであった点に象徴される如く、この矛盾する二つの原理の妥協の産物として出発し、しかもこの二重構造は、漢帝国がその全期間を通じて背負い続けねばならぬ、基本的構図でもあった。そしてこの二つの原理は、ある局面では相互に依存し合う複雑な様相を呈しつつ、時代状況の推移につれて、相対的強弱関係を大きく変化させていく。

統廃する諸侯王の反乱にもかかわらず、皇帝側は敢えて封建制そのものを撤廃しようとはせず、反乱を起した諸侯王の子弟を再び封建する処置をくり返してまでも、封建制の枠組みを維持せんとする。呉楚七国の乱鎮定後、諸侯王の勢力が著しく下降する一方、豪族勢力も十分に成長せず、それまでの勢力均衡関係が、皇帝側に極めて有利に傾斜する状況が出現した。⁽³⁴⁾皇帝側はこの新たな状勢を利して、諸侯王より統治権を取り上げて王国を骨抜きにし、さらに推恩の令により封国を細分化するなど、さまざまな抑圧手段を講じては、前者の支配理念の推進を図る。しかしそれでも、封建制施行の建前だけはあくまで掲げ続けられ、諸王国はなお名目的独立性を残しつつ存続したのである。故に、前者の支配理念が後者の国家原理を完全に駆逐・排除して、名実ともに唯一の原理となる事態は、前漢を通してついに訪れなかったと言える。たとえ皇帝側に、封建制全廃を断行するだけの支配力が備わったとしても、封建制こ

そが漢の建国原理・国家原理であったが故に、その公的原理は、皇帝と諸侯王の力関係の次元を超えて維持さるべきものであった。この原理の廃棄が、もともと秦帝国の否定者を名乗って登場した漢帝国にとって、己れの身元を自ら消し去る自損行為となることは、もとより漢の皇帝の深く自覚するところだったからである。

そして、皇帝側が王国の弱体化に成功し、皇帝による中央集権的支配体制が進むにつれて、かつて「太宗の業を成す者も、亦た之を諸侯に頼りて」（『漢書』諸侯王表）きた、帝位篡奪に対する王国の抑止力も同時に喪われ、漢の皇帝権力は、今度は政権中枢内での重臣や外戚の脅威に暴され続けることとなる。その果てに、漢は外戚出身の王莽によって滅されるのであるが、このとき漢を守るべく挙兵したのは、わずかに東郡太守の翟義や槐里の趙朋などに過ぎず、藩屏たるべき王国は、「漢の諸侯王は、厥角鬚首して璽韃を奉上し、惟だ後に在らんことを恐る。或いは乃ち美を称え徳を頌め、以て容れられんことを求めて媚らう。豈に哀れまざらんや」（同）と、もはや何らの抵抗をも示すことができなかつた。

このように、封建制を建国原理・国家原理とした漢帝国が、その原理の空洞化とともに、「亡秦孤立の敗」（同）の二の舞いを演じて滅亡していた姿に、漢帝国の本質を凝縮した形で見ることができよう。

以上論述してきた如く、筆者の立場は、秦帝国が単一の支配原理で徹底していたのに対して、漢帝国は異質な二重の原理の妥協と均衡の上に成立していたと理解して、二つの帝国の間に本質的差異を認めんとするものである。そしてこの差異は、すでに再三述べたように、両帝国の形成原理の違いに由来する。秦の皇帝権力は、西周末以来の秦の国家的伝統の上に成立した権力である。故に始皇帝が必要としたのは、皇帝支配

の維持理論であつて、彼は権力の形成理論を構築すべき必要性から、本来免れていたと言⁽³⁵⁾える。これに反して高祖の場合は、沛の一介の農民の子弟より出発したがために、自己の権力の形成理論と、皇帝支配の維持理論の双方を構築すべき必要に迫られる。この中、後者の側は、先行する秦帝国より継承し、それを応用することが可能であつたが、前者の側は、高祖集団の形成原理、すなわち有功者の封建といった形態で、自ら創出していかにざるを得ない。しかも、この封建制を基軸とする権力の形成原理は、漢の公的国家原理へと移行し、秦より承継いだ皇帝支配の理念との間に、緊張に満ちた複雑な二重構造を生み出したのである。ここに、漢帝国及び漢の皇帝が、独自に背負わねばならなかつた歴史的條件が存在した。法治の柔軟な運用、民生安定への配慮、尚賢主義による人材登用、人民への広汎な賜爵、受命思想や天譴思想による自然法への服従等々、漢の皇帝支配独自の徳治主義も、また王国に対する分国・削滅策、丞相の中央任命制、発兵権の制限、推恩令、左官律、附益法、耐金律等々、皇帝側による一連の封国抑圧の努力も、すべて前記の二重構造を前提にしなければ、その意味を理解しがたいのである。

さて、従来提出されてきたさまざまな秦漢帝国論は、前後の時代との対比の上で、古代帝国を構造的に理解するために設定された、一種の理論モデルとしての性格を持つ。従つてこれらのモデルは、それぞれに固有の歴史的条件を重視して、秦と漢との差異を明らかにするよりは、秦と漢を古代帝国の名の下に一括し、それを挟む前後の時代との移行関係を説明せんとする意図を、当初より強く内在させるものとなっている。

その結果、これら古代帝国論に於ては、皇帝側の支配理念を以て、ただちに秦漢両帝国を貫ぬく唯一の支配原理と見做し、それによって両帝国

を全く同一性格の帝国として一括する、極めて性急な総括が行われてきた。すなわち、秦帝国では確かに実現していた皇帝側の支配理念が、漢帝国に於てもそのまま実現していたかの如く粉飾する手段によって、両帝国の同質性はいやが上にも高められるとともに、両帝国間の差異の側には、故意に目を覆い続けてきたのである。

ここでは、封建制の施行や諸侯王の存在は、高祖集団の形成原理、漢の建国原理・国家原理としては、決して捉えられず、歴史の必然的方向性たる皇帝の専制支配を妨げる、単なる一時的後退現象として片付けられ、黙殺される。かくして、秦と漢の間に存在する重大な差異は抹消されて、漢帝国に対しても、郡県制の全面的施行や、中央集権的官僚制を伴う専制的皇帝権力と、個人身身的支配を受ける小農民とを対置する二極構造、及びそこに郷里共同体を絡ませたり、せいぜい豪族を添加する程度の変形二極構造などが押し付けられ、何が何でも一君万民の形に持ち込まんとする構図が、強引に描かれ続けてきたのである。

このように、権力の形成理論を必要とせず、「宗廟之靈」に感謝すれば済んだ秦の皇帝支配と、「天之靈」以外には感謝すべき過去を持ち得ず、権力の形成理論から必要とした漢の皇帝支配とを同一視し、両者の歴史的条件の差異に目を向けぬ以上、これまでの古代帝国論に於ては、法術思想から黄老道へ、そして黄老道から公羊学へと変化する、この時代の思想的推移もまた、等閑視の憂き目に遇う。

ある場合は宇都宮説の如く、始皇帝以降の皇帝が、具体的論証を欠くままに、漠然と法家的・墨家的皇帝と規定された上で、それがいつの間にか、儒家的皇帝へと変貌したかに説かれる⁽³⁶⁾。また西嶋説の場合は、秦の採用した法家思想を、道により君主権を絶対化する道法折衷思想と

見做したのち、黄老道のこととは不明であるとして、武帝の儒家採用へと一挙に飛躍する⁽³⁷⁾。さらに好並説は、法至上主義に立つ専制君主を、始皇帝と武帝とによって代表させる一方、その途中の皇帝には言及せぬまま、元帝以降の皇帝を非専制的な徳治主義の皇帝と規定する⁽³⁸⁾。それでは、始皇帝から武帝までの間の歴代皇帝と、昭帝から元帝の間の歴代皇帝とは、いったいいかなる性格の皇帝だったのであろうか。

かくの如く秦漢帝国論は、古代デスポティズム概念中に秦と漢とを一括して押し込め、性急に構造的把握を追い求めんとするあまり、複雑な事象を過度に単純化し、その代償として、多くの事柄をその手より漏らしてきた。皇帝であれば、何でも絶対的専制君主であり、帝国でありさえすれば、すべて一君万民の国家体制である、と決めてかかる自縄自縛こそが、論究開始の前提がすでに解答を予約する形で、秦漢両者の差異を無視する硬直した理論を産んできた。かくして、皇帝権力の絶対性を主張せんために、皇帝を煌煌たる上帝とする珍説も生じてくるのである。これでは、合法的な理解とやらを急ぐあまり、厳密な定義を欠き、資料的裏付けをも伴わぬ固定観念を先行・乱舞させる、一種の知的遊戯と評さざるを得ない。

筆者も、歴史を構造的に把握する理論モデルとしての、秦漢帝国・古代帝国なる一括概念自体を、一概に否定するものではない。しかしそうした概念設定は、秦漢両帝国の差異すべてを率直に認めた上で、なおかつ両者を一括し得るような基準を立てて行われるべきものである。そのためには、古代デスポティズムとか、専制的皇帝権力、全人民に対する個人身身的支配などといった観念の呪縛から、まず自らを解き放つ必要があるのではなからうか。

結語

黄老道は、「王・三公を立て、国を立てて君・三卿を置く」(『十六経』立命篇)「聖人の伐つや、人の国を兼ねるに、(中略)其の地土を裂き、以て賢者を封ず。是れを天功と謂い、功成りて廃せられず、後に殃いに逢わず」(『経法』国次篇)「天下に王たる者は、県国を軽んじて土を重んず。(中略)誅禁罪に当るも、其の利を私せず」(同・六分篇)と、君主が占領地を郡県化して独占する兼併方式を否定し、封建制の施行を来たるべき統一国家像として提示した。だが秦は、「天下の共に戦闘に苦みて休むざりしは、以て侯王有ればなり」(『史記』秦始皇本紀)との理由から、「諸侯を置くは便ならず」(同)と封建制を全廃し、「天下を分かちて三十六郡と為し」(同)て、中国全土の郡県化を断行した。ために「陛下は海内を有つも、子弟は匹夫為る」(同)状況の下、巨大な帝国も「亡秦孤立の敗」を演じて、あえなく滅亡していったのである。それでは、漢はどうであったか。高祖劉邦は、「海内を平定するも、功臣は皆な地を受け邑に食み、之を私するには非ず」(『漢書』高帝紀)「亡秦孤立の敗に懲戒し、是に於て疆土を割裂し、二等の爵を立つ。功臣の侯たる者は百有餘邑、王の子弟を尊びて、大いに九国を啓く」(同・諸侯王表)と、全土の三分の二以上を割いて封建制を施行し、二百年にも及ぶ帝国の基礎を築き上げた。

そして黄老道は、「上は父兄を殺し、下は子弟を走らす。之を乱の首と謂う」(『経法』亡論篇)「故を変じ常を乱し、擅まに制して更ごも爽わば、心は是れを行わんと欲するも、身危くして殃い有り」(同・国次篇)と、宗室・臣下を弾圧する君主の独裁・専横を否定し、尚賢主義に

立って、「輔佐の助けを用うる」(『称』)ようにも求める。だが、始皇帝は、「天下の事は小大と無く皆な上に決せらる」(丞相諸大臣は皆な成事を受くるのみ)(『史記』秦始皇本紀)との独裁に徹し、二世皇帝もまた、「群臣の諫むる者は以て誹謗と為す」「誅を大臣及び諸公子に行い、罪過を以て少近の官・三卿を連逮し、立つを得る者無からしむ」(同)といった宗室・群臣の大量殺戮の上に、自己の専制権力を確立せんとした。それに引きかえ漢の皇帝は、「天下の豪士・賢大夫と共に天下を定め、同じく之を安輯す」(『漢書』高帝紀)「諸侯王・宗室・昆弟・有功の臣は、賢及び徳義有る者多し。若し有徳を挙げて以て朕の終うる能わざるを陪けしめば、是れ社稷の靈、天下の福なり」(同・文帝紀)と帝国運営を天下全体の協同事業と位置づけ、さかんに尚賢主義による人材登用を標榜した。

黄老道はまた、「天の極に逆い、又た有功を重ぬれば、其の国家は以て危く、社稷は以て匡かたむき、事に成功無し」(『十六経』兵容篇)「宮室度を過ぐるは、上帝の惡む所なり」(『称』)と、際限なき功業の追求や奢侈を非難し、「苛事を省き、賦斂を節し、民時を奪うこと毋きは、治の安きなり」「号令民心に合わば、則ち民は令を聴く。兼愛無私なれば、則ち民は上に親しむ」(『経法』君正篇)と、法治を寛大・柔軟に運用して、民生・民心の安定にこそ最大の考慮を払うよう要請した。しかるに秦の皇帝は、「今、上は皆な法を重くして之を繩さんとす。臣は天下の安からざらんことを恐る」「盜多きは、皆な戍漕転作の事に苦しみ、賦税の大なるを以てなり。請う、且に阿房宮の作を止め、四辺の戍転を減省せん」(『史記』秦始皇本紀)との諫言を無視し、大規模な土木事業や地方巡行、四方への外征などを連年強行する一方、「刑殺を以て威と為すを樂

しむ」「天下を有つを貴と為す所の者は、意を肆ま^{はし}まにし欲を極むるを得ればなり」「吾れは千乗の駕・万乗の属を造り、吾が号名を充たさんと欲す」（『史記』秦始皇本紀）「民に税すること深き者は明吏と為す」「人を殺すこと衆き者は忠臣と為す」（同・李斯列伝）と、恣意的支配と重罰嚴刑による苛斂誅求とに邁進し、帝国全土を覆う疲弊と混乱の中に滅んでいった。翻つて漢の皇帝は、「漢興るや、秦の煩苛を除き、法令を約にし、徳恵を施し、人人自ら安んじて動揺し難し」（『漢書』文帝紀）と寛大・柔軟な法治に努め、「是れ何ぞ宮室を治むること度に過ぐるや」「賦を省かんと欲するや甚だし」（同・高帝紀）と、奢侈を自戒し賦斂を軽減して、民生・民心の安定に慎重な配慮を払い続けたのである。

さらに黄老道は、「吾れ命を天より受け、位を地に定め、名を人に成す」（『十六経』立命篇）「極を過ぎ当を失わば、天將に殃いを降さんとす」（『経法』国次篇）「功天に溢るれば、故ち死刑有り」（同・論約篇）と、統一国家の君主を上天より受命する者と規定した上、災殃を媒介とする強烈な天人相関思想を説いて、恣意的支配の抑制と自然法への服従を求めた。しかし秦の皇帝は、自然法を意識外に放置したまま、ひたすら「功は五帝を蓋う」（琅邪台石刻碑文）人為的功業によってのみ、皇帝であり続ける存在であった。これに反して漢の皇帝は、「天の民を生ずるや、之が為に君を置きて以て之を養治せしむ。人主不徳にして、布政均しからざれば、則ち天は之に災いを示し、以て治まらざるを戒む」（『漢書』文帝紀）と、自己を上天より受命した天子と明確に位置づけ、自ら天譴思想を表明して、自然法への服従を宣言したのである。

黄老道は戦国後期に東方の斉で形成された思想であるが、黄帝書には、まさしく秦の破滅を予見したかの言が充ち溢れている。と同時に、

秦の皇帝観と漢の皇帝観（浅野）

漢初の歴代皇帝は、黄老道の教戒に呼応するかの統治姿勢を示している。小論のはじめに掲げた、曹参・陳平・汲黯などの漢の重臣達は、何故に黄老道の統治を実施できたのかとの疑問も、このあまりにも鮮やかな符合の中に、明快な解答を得たと言える。文帝の後として、また景帝の母、武帝の祖母として、漢の朝廷に大きな影響力を振った竇太后が、「竇太后は黄老の言を治め、儒術を好まず」（『史記』孝武本紀）「竇太后は黄帝・老子の言を好み、帝及び太子・諸竇も、黄帝・老子を読みて其の術を尊ばざるを得ず」（同・外戚世家）と、大いに黄老道を保護・奨励したことは、すでに広く知られた事実である。だが、漢初に黄老道が政治思想としての主導的地位を占めた現象は、単に曹参・陳平・汲黯・竇太后などの個人的信条によってのみ、もたらされたのではない。秦帝国とは異なる生い立ちを持つ漢帝国の独自性と、それに基づく漢独自の皇帝観・統治観とが、法術思想に取って代った黄老道の隆盛を、根底で支えていたのである。

註

- (1) この経緯及び黄老道の思想内容については、拙稿「道家思想の起源と系譜（上）―黄老道の成立を中心として―」（島根大学教育学部紀要・第十四巻）、「道家思想の起源と系譜（下）―黄老道の成立を中心として―」（島根大学教育学部紀要・第十五巻）、「黄老道の政治思想―法術思想との対比―」（日本中国学会報・第36集）参照。
- (2) 拙稿「秦帝国の法治主義―皇帝と法術―」（島根大学教育学部紀要・第十七巻）
- (3) 「皇帝支配の成立」（『岩波講座・世界歴史・4』・一九七〇年・所収）
- (4) 註(2)の拙稿、及び「道法を生ず―道法思想の展開―」（島根大学教育学部紀要・第十六巻）参照。

図Ⅲは、上帝―天子、天子―民、との二重の擬制的親子関係に基づく形態での、天下一家の図式である。先の図Ⅰ・Ⅱでは、皇帝の側面が前面に出るが、図Ⅲでは、逆に天子的側面が中心となる。漢の皇帝は、中国世界内部に対し、これらⅠ・Ⅱ・Ⅲを併用して、「天子為りて、天下を帝有し」たのである。

なお、中国世界外部に存在する匈奴に対しては、図Ⅰ・Ⅱは適用できぬから、中国世界内部の民の統治を上天より命ぜられた者としてのⅢの資格、すなわち天子として、同じく上天より匈奴世界内部の統治を命ぜられた者としての單于に対し、敵国の礼を取るものとなる。従って、天子概念は国内・国外双方の領域に亙って二重に作用するものであり、天子―外国、皇帝―国内、と単純に二分すべきではない。

(11) 註(3)に前出の西嶋定生「皇帝支配の成立」。

(12) 町田三郎「秦の始皇帝について」(『哲学年報』・41)

(13) 「中国古代帝国形成の一考察―漢の高祖とその功臣」(『歴史学研究』一四一―一四九号・一九四九年)、及び「古代国家の権力構造」(『歴史学研究』一九五〇年度大会報告・歴史学研究会編『国家権力の諸段階』所収)。

(14) 増淵龍夫「漢代における民間秩序の構造と任侠的習俗」(『一橋論叢』二六一―二六五・一九五一年、後に『中国古代の社会と国家―秦漢帝国成立過程の社会的研究』一九六〇年・弘文堂)、守屋美都雄「漢の高祖集團の性格について」(『歴史学研究』一五八一―一五九二・一九五二年、後に『中国古代の家族と国家』一九六八年・東洋史研究会・所収)、浜口重國「中国史上の古代社会問題に関する覚書」(『山梨大学文学部研究報告』第四号・一九五三年)など。

(15) 「中国古代帝国の形成と構造―二十等爵制の研究」(一九六一年・東京大学出版会)

(16) 「漢代の家族―その学説史的展望」(『古代史講座』6・一九六二年・学生社、後に『中国古代の家族と国家』所収)

(17) 「秦漢専制国家の構造と社会秩序との関係」(『歴史学研究』二五五・一九六一年)、「所謂東洋的専制主義と共同体」(『一橋論叢』四七―一三・一

秦の皇帝観と漢の皇帝観(浅野)

(18) 九六二年)、「中国古代国家の構造―郡県制と官僚制の社会的基盤の考察を中心として」(『古代史講座』4・一九六二年・学生社)など。

(19) 「中国古代中世史把握のための「視角」」(『中国中世史研究』六朝隋唐の社会と文化)一九七〇年・東海大学出版会)、及び「管子弟子職篇によせて」(『名古屋大学文学部研究論集』29・一九六三年。後ともに『中国古代中世史研究』一九七七年・創文社・所収)。

(20) 「中国中世社会と共同体」(一九七六年・国書刊行会)

(21) 『秦漢帝国史研究』(一九七八年・未来社)

(22) 註(8)に前出の「中国中世史把握のための一視角」。

(23) 註(4)に前出の『中国古代の社会と国家』。

(24) 仁井田陞『中国社会の法と倫理』(一九五四・弘文堂)

(25) 註(5)の西嶋氏前掲書。

(26) 増淵龍夫「墨侠」(『一橋論叢』三十二―四、後に『中国古代の社会と国家』所収)、また註(8)に前出の宇都宮清吉「管子弟子職篇によせて」。この中、増淵氏は、墨家集団が任侠的習俗と鉅子の専制支配とを共存させる集団であったとし、また宇都宮氏は、墨家と儒家の学団とを、それぞれ首領制的集団と家族制的集団の典型と考え、これによって当時の社会に、これら二種の相い反する性格を持つ集団が存在したことを論証せんとする。しかしながら、そもそも墨家集団は、両氏の説くような性格・形態の集団として出発したのではなく、墨家集団の生誕に皇帝支配へと上昇する権力構造の一般的原型を求めることは、全く不可能である。なおこの詳細については、拙稿「墨家集団の質的变化―説話類の意味するもの」(『日本中国学会報』第34集)参照。

(27) 守屋美都雄「父老」(『東洋史研究』一四一―二、一九五五年、後に『中国古代の家族と国家』所収)

(28) 高祖の末年、異姓の諸侯王として残ったのは、長沙王国のみである。その理由は、長沙が「卑溼の貧国」(『史記』五宗世家)であったこと以外に、それによって、功臣封建なる国家原理を維持せんとする点にも存し

たであろう。

註(5)の西嶋氏前掲書。

註(6)の西嶋氏前掲書。

註(7)の西嶋氏前掲書・第一章・第三節。

西嶋氏は、「是歳、賜爵一級」のみを独立の一文と解したようであるが、この二句は、「焉作信宮渭南、已更命信宮爲極廟、象天極、自極廟道通鄴山、作甘泉前殿、築甬道、自咸陽屬之」等の土木事業の記述と、「治馳道」との、やはり土木工事の記述との間に位置しており、問題の二句のみを、前後いずれとも無関係な独立の記事と見るのは不自然であろう。

高祖集団の性格について、増淵氏は情情的結合関係の存在を強調し、守屋氏は挙兵時に於ける沛の父老の支持を強調する。だがこれらは、いずれも高祖集団に関する副次的現象に止まるものであって、決して高祖集団の本質ではない。劉邦と部下との情情的結合とは言っても、それはせいぜい曹參・蕭何・張良など、「故より人として親愛せらるる所」（『漢書』張陳王周伝）に限られ、決して集団全体を覆うものではなく、圧倒的多数は「但だ日夜咫尺の地を望む」（同）がために従軍しただけに過ぎない。また沛の父老の支持は、もとより高祖集団それ自体の原理とはなり得ない。もし公的権力への上昇要因を指摘するのであれば、項羽から漢王に封建された事実の方を、より重視すべきであろう。このように、高祖集団の根本的な形成原理から目をそらし、周辺の二義的現象ばかりを見ようとするから、漢の皇帝権力の本質を見逃すのである。

武帝の権力の強大さは、恰もそれが漢の皇帝権力の本質であるかの如く強調される。しかし武帝の権力も、それまでの勢力関係の均衡が、皇帝側に著しく有利に傾斜したところに出現した、言わば突出した一時的現象であって、決してそれが漢の皇帝権力の通時的一般型ではない。「秦漢帝国」論者は、しばしば始皇帝と武帝とを以て、彼等の言う専制的皇帝権力を代表させたがるが、漢の諸皇帝を武帝一人に代表させざるを得

ぬ点に、そもそも論理の歪曲が存在するであろう。

註(8)の宇都宮氏前掲書。

註(9)の宇都宮氏前掲書。

註(10)の好並氏前掲書。

註(11)の好並氏前掲書。

（島根大学教育学部国語研究室）

〔付記〕

本稿は、昭和五十六年度・文部省科学研究費、奨励研究(A)による研究成果の一部である。